|  |
| --- |
| **建築設備の点検方法、判定基準** |
| **建築設備等（昇降機は除く。）の点検は、別表（い）欄に掲げる項目に応じ、それぞれ別表（ろ）欄、（は）欄に掲げる点検事項・方法により、別表(に)欄にかかげる基準に従い、是正の必要性等を判断すること。なお、別添1に掲げる点検項目について、（は）欄に掲げる点検方法にかかわらず、建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録により確認することで足りる。** |
| **別表　建築設備（昇降機は除く。）の点検の項目及び項目ごとの点検方法等** |

| **番号** | **(い)点検項目** | | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **1** | **法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）** | | | | | |
| **(1)** | **機械換気設備** | **機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観** | **給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況** | **目視により確認する。** | **1)　外気取入口（外気取入ガラリ）並びに直**  **接外気に開放された給気口及び排気口（排気ガラリ）に設けられた雨水の吸込み防止設備や防虫金網等について、破損や著しい錆の発生がないこと及びフィルターが清掃されていることを点検する。**  **2)　外気取入口（外気取入ガラリ）又は外気に直接開放された給気口が衛生上支障のない部分に設けられていることを確認する。** | **建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第129条の2の5第2項第3号の規定に適合しないこと。** |
| **(2)** | **給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況** | **目視又は触診により確認する。** | **1)　外気取入口（外気取入ガラリ）及び排気口（排気ガラリ）が堅固に取り付けられているか点検する。 2)　外気取入口（外気取入ガラリ）及び排気口（排気ガラリ）に著しい腐食、損傷等がないか点検する。** | **取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。** |
| **(3)** | **各居室の給気口及び排気口の設置位置** | **給気口及び排気口の位置関係を目視及び設計図書等により確認するとともに、必要に応じて気流方向を気流検知器等を用いて確認する。** | **著しく局所的な空気の流れ（ショートサーキット）が生じていないことを確認する。また、給気口と排気口が近接している場合は、必要に応じて気流方向を気流検知器等を用いて確認する。** | **著しく局部的な空気の流れが生じていること。** |

| **番号** | **(い)点検項目** | | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **(4)** | **機械換気設備** | **機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観** | **各居室の給気口及び排気口の取付けの状況** | **目視又は触診により確認する。** | **1)　給気口、排気口及び居室内の空気取り入れ口（還気口）が堅固に取付されているか点検する。 　また、著しい騒音や振動等がないか確認する。 2)　給気口、排気口及び居室内の空気取り入れ口（還気口）に著しい腐食、損傷等がないか点検する。** | **取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。** |
| **(5)** | **風道の取付けの状況** | **目視又は触診により確認する。** | **1)　風道（ダクト）に空気漏れがないか確認する。 　接続部フランジのボルト締め不良、フレキシブルダクトの接続部のテープ巻き不良、風道（ダクト）の変形による継ぎ目の破れ、アルミ製フレキシブルダクトの曲げ部分でのシームの外れ等が散見されるが、これらが天井内等隠蔽部にある場合には、点検口から目視できる範囲しか点検することができない。 　また、風道（ダクト）は、居室空間への送風通路であることから、発じん性のある吸音材や内貼吸音材の表面被覆の破れ等から発じんしていないか、吹出し口の内側に綿ぼこりのように堆積していないか等、著しい腐食及び損傷等についても併せて点検する。  2)　風道（ダクト）は、堅固に取付られているか確認する。 　風道（ダクト）が堅固に取付られているか、また、騒音や振動等がないか点検する。** | **風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと。** |
| **(6)** | **風道の材質** | **目視又は触診により確認する。** | **１）風道は、空気を汚染するおそれのない材料で造られていること。また、吸湿しない材料（衛生上支障がない場合を除く）で造られていることを確認する。**  **２）風道に施工される吸音材等は、湿度に対する表面処理等がなされているかを確認する。** | **令第129条の2の5第2項第5号の規定に適合しないこと。** |
| **(7)** | **機械換気設備** | **機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観** | **給気機又は排気機の設置の状況** | **目視又は触診により確認する。** | **1)　機器は基礎又は架台に堅固に取付られているか点検する。**  **① 地震に際して機器の脱落がないよう耐震処置が取られているか点検する。**  **② 基礎及び架台に著しい腐食、損傷がないか点検する。**  **2)　機器に著しい腐食、損傷等がないか点検する。**  **① 締付けボルトに緩みや著しい腐食、損傷等がないか点検する。**  **② 防振材の変形、劣化がないか点検する。**  **③ Vベルトの磨耗、損傷はないか、また、ベル**  **トの張り具合にバラツキがないか点検する。**  **④ 機器の損傷による、モーターの電流値の異常、また、異音、異常な振動等がないか点検する。**  **また、モーターのケーシングが異常に温度上昇**  **していないことも併せて点検することが望まし**  **い。** | **機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。** |  |  |  |
| **(8)** | **換気扇による換気の状況** | **目視により確認する。** | **外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていないこと。** | **外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。** |
|  | | | | | | |
| **(9)** | **機械換気設備** | **機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能** | **各居室の換気量** | **給気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。ただし、風速の測定が困難な場合にあっては、在室者がほぼ設計定員の状態において、還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認する。**  **V＝3600νAC**  **この式において、V、ν、A及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。**  **V　換気量（単位　1時間につき立方メートル）**  **ν　平均風速（単位　1秒につきメートル）**  **A　給気口断面積（単位　平方メートル）**  **C　次の式により計算した給気量に対する外気の混合比**  **C＝(V2)÷(V1)**  **この式においてV1及びV2は、それぞれ次の数値を表すものとする。**  **V1　空気調和設備の送風空気量（単位　1時間につき立方メートル）**  **V2　空気調和設備への取り入れ外気量（単位　1時間につき立方メートル）** | **1)　風速の測定による場合**  **換気量の判定**  **換気量が必要換気量以上であることを確認する。　ここで、必要換気量とは次による。**  **a. 無窓居室**  **V=20(Af-20W/N**  **ｂ. 集会場等の居室（劇場、映画館、観覧場、**  **公会堂、集会場）**  **V=20Af/N**  **これらの式においてV,Af,W及びNは、それぞれ**  **次の数値を表すものとする。**  **V：必要換気[単位　㎥/h]**  **Af：居室の床面積[単位　㎡]**  **W ：窓等換気上有効な開口面積[単位　㎡]**  **N ：実況に応じた一人あたりの占有面積（集会場等の居室にあっては、３を超えるときは３と、その他の居室にあっては、１０をこえるときは１０とする）[単位　㎡]**  **風速の測定が困難な場合**  **二酸化炭素含有率による判定**   1. **在室者がほぼ設計定員の状態である場合**   **検知菅法等により各室還気の二酸化炭素含有率が1,000ppm以下であること又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差が650ppm以下であることを確認する。**   1. **在室者が設計定員に満たない場合**   **各室の推定換気量が次の式を満足することを確認する。**  **「各室推定換気量」が「各室の必要換気量」以上となること** | **令第20条の2第1号ロの規定に適合しないこと又は風速の測定が困難な場合にあっては、次のイ若しくはロのいずれかに該当すること。**    **イ）　還気の二酸化炭素含有率を確認した場合にあっては、還気の二酸化炭素含有率~~が~~100万分の1,000を超えていること。**  **ロ）　還気と二酸化炭素含有率の差を確認した場合にあっては、還気と外気の二酸化炭素含有率の差が、100万分の650を超えていること。** |
| **(10)** | **機械換気設備** | **機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能** | **中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況** | **中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。** | **建築物の高さが31mを超えているもの又は各構えの合計が1,000㎡を超える地下街の機械換気設備は、中央管理室において制御及び作動状況を監視できるか点検する。  　また、上記以外の建築物でも中央管理方式で管理を行っている場合には、上記と同様、中央管理室の監視盤で換気設備の運転、停止の操作及び運転状態の監視（運転表示窓、電流計等）や異常表示等が出るかを確認する。** | **中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。** |
| **(11)** | **中央管理方式の空気調和設備** | **空気調和設備の主要機器及び配管の外観** | **空気調和設備の設置の状況** | **目視又は触診により確認する。** | **1)　空気調和機器（熱源機器、ボイラー等、冷却塔、ポンプ等）は堅固に取付けられているか点検する。 2)　著しい腐食、損傷等がないこと。地震時に転倒したり基礎から脱落したりしないよう耐震措置がなされているか確認する。 　① 熱源機器（冷凍機及びヒートポンプ、冷温水発生機等）の屋外機の据付け状態を点検する。 　② ボイラー、圧力容器の据付け状態を点検する。（防振、耐震）**  **③ 冷却塔の据付け状態はよいか、特に冷却塔は建築物の上部に据付けられているため地震力を大きく受けるので、基礎コンクリートの耐震性（連続支柱、スラブとの鉄筋連結等） と冷却塔の基礎への固定、耐震ストッパーの取付け及び錆による据付けボルトの劣化がないか点検する。 　④ ポンプ及び配管の据付け状態を点検する。（防振、耐震）** | **取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。** |
| **(12)** | **中央管理方式の空気調和設備** | **空気調和設備の主要機器及び配管の外観** | **空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況** | **目視により確認する。** | **空気調和機器（熱源機器、ボイラー等、冷却塔、ポンプ等）又は配管に変形、破損又は、著しい腐食、損傷等がないか点検する。 1)　空気調和機器（熱源機器、ボイラー等、冷却塔、ポンプ等）に変形、破損等がないか点検する。**  **2)　配管に変形、破損又は著しい腐食はないか点検する。**  **3)　配管との接続部にある防振継ぎ手は正常か、水圧で変形等はないか点検する。**  **4)　配管は有害なたわみ等が生じない間隔で支持されているか点検する。 5)　横走り配管は、鋼材等で適宜横揺れ防止の支持が行なわれているか点検する。なお、適切に支持されていないものについては、重要度の大きい順位で適宜改善されるように指導する。**  **6)　配管の断熱は適正に維持されているか点検する。主に表面の防水、防湿層の劣化が断熱状態を悪化させる。また、外力により断熱材を圧縮することも同じことになり、結露等の被害も発生するので表面状態の劣化、破損の有無を点検する。** | **空気調和機器又は配管に変形、破損又は著しい腐食があること。** |
| **(13)** | **中央管理方式の空気調和設備** | **空気調和設備の主要機器及び配管の外観** | **空気調和設備の運転の状況** | **目視又は触診により確認する。** | **1)　運転時に異音や異常な振動があれば、送風機軸受、ベルトの緩み等がないか点検する。 　また、送風機の防振ゴムの劣化によっても振動が増幅されることもある。モーターについては電流値が適正であるか、また、過熱（規定の絶縁温度内で運転を行っていること）していないか点検する。 2)　全熱交換機の給排気ファンの運転は正常か、各々が適正電流か点検する。 3)　加湿器は正常に作動しているか、噴霧の状態、ノズルの目詰まりの有無、加湿電磁弁の動き、温度発信器の取付け位置 　等を点検する。 4)　保安機器及び計器は正常に動いているか点検する。 5)　適正な換気装置が運転されているか点検する。 6)　電動機は、正常な電流値の範囲で運転されているか点検する。** | **運転時に異常な音、異常な振動又は異常な発熱があること。** |
| **(14)** | **空気ろ過器の点検口** | **目視により確認する。** | **1)　空気調和設備の空気浄化設備に設ける濾過材、フィルターその他これらに類するものが、容易に取り替えられる構造となっていることを確認する。**  **2)　点検用又は清掃のための十分な空間（スペース）確保されていることを確認する。** | **昭和45年建設省告示第1832号第4号の規定に適合しないこと又は点検用の十分な空間が確保されていないこと。** |
| **(15)** | **冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離** | **目視により確認するとともに、必要に応じ鋼製巻尺等により測定する。** | **地階を除く階数が11以上の建築物の屋上に設る昭和40年建設省告示代3411号第2に定める構造の冷却設備は、他の冷却塔までは、２ｍ以上（当該冷却塔の間に防火上有効な隔壁が設けられている場合を除く）、建築物の開口部（法第2条第9号の二に規定する防火設備が設けられている場合を除く）までは３ｍの離隔距離が確保されていることを確認する。** | **令第129条の2の5第2号の規定に適合しないこと。** |
| **(16)** | **中央管理方式の空気調和設備** | **空気調和設備の性能** | **各居室の温度** | **居室の中央付近において温度計により測定する。** | **1)　各室の温度は、１７℃以上２８℃以下であることを確認する。**  **2)　各室の温度を外気より低くする場合は、その差がいちじるしくないことを確認する。** | **令第129条の2の5第3項の表(4)項の規定に適合しないこと。** |
| **(17)** | **各居室の相対湿度** | **居室の中央付近において湿度計により測定する。** | **各室の相対湿度は、４０％以上７０％以下であることを確認する。** | **令第129条の2の5第3項の表(5)項の規定に適合しないこと。** |
| **(18)** | **各居室の浮遊粉じん量** | **居室の中央付近において粉じん計により測定する。** | **粉じん濃度が、0.15mg/㎥（空気１㎥につき0.15㎎）以下であることを確認する。** | **令第129条の2の5第3項の表(1)項の規定に適合しないこと。** |
| **(19)** | **各居室の一酸化炭素含有率** | **居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。** | **一酸化炭素含有率が、100万分の10（10ppm）以下であることを確認する。** | **令第129条の2の5第3項の表(2)項の規定に適合しないこと。** |
| **(20)** | **各居室の二酸化炭素含有率** | **居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。** | **二酸化炭素含有率が、100万分の1,000（1,000ppm）以下であることを確認する。** | **令第129条の2の5第3項の表(3)項の規定に適合しないこと。** |
| **(21)** | **各居室の気流** | **居室の中央付近において風速計により測定する。** | **室内居住域の気流が、0.5m/s（1秒間につき0.5m）以下であることを確認する。** | **令第129条の2の5第3項の表(6)項の規定に適合しないこと。** |
| **2** | **換気設備を設けるべき調理室等** | | | | | |
| **(1)** | **自然換気設備及び機械換気設備** | | **排気筒、排気フード及び煙突の材質** | **目視又は触診により確認する。** | **排気筒、排気フード及び煙突は、鋼板等の不燃材料で造られていることを確認する。** | **不燃材でないこと。** |
| **(2)** | **排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況** | **目視又は触診により確認する。** | **1)　排気筒、排気フード及び煙突が、堅固に取り付けられているか点検する。 　また、著しい騒音や振動等がないか点検する。 2)　排気筒、排気フード及び煙突に著しい腐食、損傷等がないか点検する。 3)　地震の際に脱落のないよう堅固に取り付けられていること。特に屋外の排気筒は劣化により傾いたり、取付けボルトが外れていないか点検する。 【参考】排気フードの取付け状態不良による、接続部の廃ガス（排ガス）漏れがないか注意する。** | **取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。** |
| **(3)** | **自然換気設備及び機械換気設備** | | **給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ** | **目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。** | **給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさを計測し、令第20条の3第2項第1号イ（３）、（４）、（６）又は（７）の規定に適合することを確認する。** | **令第20条の3第2項第1号イ(3)、(4)、(6)又は(7)の規定に適合しないこと。** |
| **(4)** | **給気口、排気口及び排気フードの位置** | **目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。** | **1)　自然換気設備**   * 1. **給気口は、換気設備を設けるべき調理室等の天井の高さの1/2以下の高さの位置（煙突を設ける場合においては適当な位置）に設けられていることを確認する。**   2. **排気口は、換気設備を設けるべき調理室等の天井又は天井から下方80ｃｍ以内の高さの位置（煙突又は排気フードを有する排気筒を設ける場合には、適当な位置）に設けられ、直接外気に開放若しくは排気筒に直結又は排気に有効な立ち上がりを有する排気筒に直結されていることを確認する。**   3. **排気フードを有する排気筒とする場合の排気フードの火減等から排気フード下端までの高さは、１ｍ以内であることを確認する。**   **2)　機械換気設備**   * 1. **給気口は、適当な位置に設けられていることを確認する。**   2. **排気口は、換気設備を設けるべき調理室等の天井又は天井から下方80㎝以内の高さの位置（煙突又は排気フードを有する排気筒に設ける場合には、適当な位置）に設け、かつ、換気扇等を設けて、直接外気に開放し、若しくは排気筒に直結し、又は排気上有効な立ち上がり部分を有する排気筒に直結されていることを確認する。** | **令第20条の3第2項第1号イ(1)又は(2)の規定に適合しないこと。** |
| **(5)** | **自然換気設備及び機械換気設備** | | **給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況** | **目視又は触診により確認する。** | **給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の給排気が妨げられていないことを確認する。** | **鳥の巣等により給排気が妨げられていること。** |
| **(6)** | **排気筒及び煙突の断熱の状況** | **目視又は触診により確認する。** | **天井裏、ダクトシャフト等の排気筒、煙突の断熱材が脱落、損傷していないか点検する。** | **断熱材に脱落又は損傷があること。** |
| **(7)** | **排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離** | **目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。** | **排気筒及び煙突は、建築物の部分である木材その他可燃材料から１５㎝以上離して設けられている（排気筒又は煙突が厚さ１０㎝以上の金属以外の不燃材料で造られている場合は、可燃材料等に接していなければよい）ことを確認する。ただし、排ガス温度が２６０℃以下で、排気筒又は煙突が、木材等の可燃材料から当該排気筒又は煙突の半径以上離して設けられている場合や、厚みが２㎝以上の金属以外の不燃材料で有効に断熱されている場合等はこの限りではない。** | **令第115条第1項第3号イ(２)又は第2項の規定に適合しないこと。** |
| **(8)** | **煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況** | **目視又は触診により確認する。** | **1)　煙突（燃焼機器に直接接続して設けるものをいう。）には、防火ダンパーその他温度の上昇により排気を妨げるおそれがあるものが設けられていないことを確認する。**  **2)　火を使用する設備又は器具を設けた室の煙突又は排気筒（ダクト）は、他の換気設備の排気筒（ダクト）、風洞その他これらに類するものに連結されていないことを確認する。** | **昭和45年建設省告示第1826号第4第2号又は第3号の規定に適合しないこと。** |
| **(9)** | **自然換気設備** | | **煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）** | **目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。** | **1)　煙突の屋上突出部は、屋根面からの垂直距離が６０cm以上あることを確認する。**  **2)　煙突の高さは、その先端から水平距離１m以内に建築物がある場合で、その建築物に軒がある場合においては、その建築物の軒から高さ６０㎝以上あることを確認する。** | **令第115条第1項第1号又は第2号の規定に適合しないこと。** |
| **(10)** | **機械換気設備** | | **煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況** | **目視により確認する** | **防火ダンパーその他温度上昇により排気を妨げるおそれのあるものを設けた排気筒（厨房ダクト）に、煙突を連結する場合にあっては、次に掲げる基準に適合することを確認する。**  **1)　排気筒（厨房ダクト）に換気上有効な換気扇等がが設けられており、かつ、葉おい気筒は換気上有効に直接外気に開放されていること。**  **2)　煙突内の廃ガスの温度は、排気筒（厨房ダクト）に連結する部分において65℃以下とすること。**  **3)　煙突に連結する設備又は器具は、半密閉式瞬間湯沸器又は半密閉式の常圧貯蔵湯沸器若しくは貯湯湯沸器とし、かつ、故障等により煙突内の廃ガスの温度が排気筒に連結する部分において65℃を超えた場合に自動的に作動を停止する装置がもうけられていること。** | **昭和45年建設省告示第1826号第4第4号の規定に適合しないこと。** |
| **(11)** | **換気扇による換気の状況** | **目視により確認する** | **外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていないこと。** | **外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。** |
| **(12)** | **給気機又は排気機の設置の状況** | **目視又は触診により確認する。** | **1)　給気機又は排気機に損傷がないことを点検する。**  **2)　給気機又は排気機は堅固に取り付けられていることを点検する。**  **基礎、架台等に関しては、書き事項を検査する。**   * 1. **基礎部分のコンクリートには、大きな亀裂や浮き上がりがないこと。**   2. **架台、アンカーボルトには、変形や著しい腐食がないこと。また、ナットの締付は緩んでいないこと。**   **3)　屋外設置の機器においては、本体に著しい腐食、損傷等がないことを点検する。** | **機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。** |
| **(13)** | **機械換気設備** | | **機械換気設備の換気量** | **排気口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。**  **V＝3600νA**  **この式において、V、ν及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。**  **V　換気量（単位　1時間につき立方メートル）**  **ν　平均風速（単位　1秒につきメートル）**  **A　開口断面積（単位　平方メートル）** | **換気量（測定風量）が次の式を満足することを確認する。**  **換気量（測定風量）≧必要換気量**  **ここで、必要換気量とは、次の式により算出した換気量を表すものとする。**  **V=NKQ**  **この式において、V、N、K及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。**  **V：必要換気量 [単位　㎥/ｈ]**  **N：排気フード等の型式係数**  **K：燃料の単位消費量当たりの理論廃ガス量[単位　㎥]**  **Q：火を使用する設備又は器具の実況に応じた燃料消費量[単位　kW]** | **令第20条の3第2項第1号イ又は昭和45年建設省告示第1826号第3の規定に適合しないこと。** |
| **3** | **法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等** | | | | | |
| **(1)** | **防火ダンパー等（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）** | | **防火ダンパーの設置の状況** | **設計図書等により確認するとともに、目視により確認する。** | **防火企画である壁や床を貫通するダクトには、その部分に火煙の伝播を防止する目的で防火ダンパーの設置が必要である。竣工図書等で防火区画等位置の確認と現場では所定の位置に設置されていることを確認する。** | **令第112条第21項の規定に適合しないこと。** |
| **(2)** | **防火ダンパーの取付けの状況** | **目視又は触診により確認する。** | **防火ダンパーは主要構造部に堅固に取付けられていること。 防火ダンパー専用の吊り金具等により躯体に堅固に取付けられているか点検する。  ※吊り金具の個数は、4点吊りを基本とするが、直径300mm未満及び角形300mm未満のダンパーは2点吊り、直径100mm以下のダンパーは1点吊りとする。 また、防火ダンパーの主要構造部の著しい腐食により、取付けが堅固でなくなっていることがあるので注意して点検する。** | **平成12年建設省告示第1376号第1の規定に適合しないこと又は著しい腐食があること。** |
| **(3)** | **防火ダンパー等（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）** | | **防火ダンパーの作動の状況** | **作動の状況を確認する。** | **防火ダンパーの温度ヒューズを取外してダンパーの開閉を行い、支障なく動作するか点検する。 防火ダンパーは、制御ダンパーのごとく常時動いているものでない。 したがって、しばしば軸受の部分や連結機構が錆やほこり、保守の際のペンキ等で固着していないか作動の点検を行う。 また、ヒューズ方式のものは、ヒューズを抜取ったとき、自力（錘又はスプリング）で完全に閉鎖するか点検する。また、防火ダンパーの羽根は、円滑に作動するか点検する。 （同種の点検を消防点検の際に実施しているときは、報告書等で作動が良好であることが確認できれば点検に代えてよい）** | **ダンパーが円滑に作動しないこと。** |
| **(4)** | **防火ダンパーの劣化及び損傷の状況** | **目視又は触診により確認する。** | **1)　防火ダンパー本体に変形、破損等がないか点検する。  2)　防火ダンパー本体に著しい腐食はないか点検する。  ※ 防火ダンパーの材質について 防火ダンパーは、ダクトを通して火煙の伝播を阻止する設備である。したがって、通常の火災により上昇した熱又は煙を感知して自動的に閉鎖する構造であり、防火上支障のない遮煙性能をもつものでなければならない。具体的には、厚さが1.5mm以上の鉄製で作られているか点検する。** | **防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。** |
| **(5)** | **防火ダンパー等（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）** | | **防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無** | **目視により確認する。** | **1)　防火ダンパーが天井内に設けられている場合には、その近くに点検口（一辺４５㎝以上）が設けられていることを確認する。**  **2)　防火ダンパーの羽根の状態（開又は閉）を確認するための検査口が設けられていることを確認する。**  **3)　ヒューズを交換するスペースがあることを確認する。** | **平成12年建設省告示第1376号第3の規定に適合しないこと。** |
| **(6)** | **防火ダンパーの温度ヒューズ** | **目視により確認する。** | **温度ヒューズは、昭和４８年建設省告示代2563号別記に」規定する試験に合格したもので、以下の適正な溶解温度のものを使用していることを確認する。**  **1)　一般の空調・換気ダクトの防火ダンパー・・・72℃**  **2)　ボイラー室等常時温度の高い場所に設けられた換気ダクトの防火ダンパ・・・90℃**  **3)　厨房の排気ダクトの防火ダンパー・・・120℃** | **適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。** |
| **(7)** | **壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況** | **目視により確認する。** | **1)　換気、冷暖房の設備の風道（ダクト）は、**  **建築基準法施行令第112条第15項に規定する準**  **耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する**  **位置に防火設備（防火ダンパー等）を設ける場**  **合にあっては、当該防火設備と当該防火区画と**  **の間の風道（ダクト）は、厚さ1.5mm以上の鉄**  **板で作られていること。又は鉄網モルタル塗そ**  **の他の不燃材料で被覆されていることを確認す**  **る。**  **2)　地震や火災に際して、万一天井やダクトが**  **落下しても防火ダンパーは、防火壁から離れた**  **り、隙間ができたりしないことを確認する。** | **平成12年建設省告示第1376号第2の規定に適合しないこと。** |
| **(8)** | **防火ダンパー等（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）** | | **連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置** | **目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。** | **感知器は、次に掲げる場所に設けられていることを確認する。**  **1)　風道（ダクト）が、令第112条第1項第2**  **号、4項及び第8項に規定する会談質の部分及**  **び昇降機の昇降路部分（当該昇降機の乗降のた**  **めの乗降ロビーの部分を含む）等の区画、同条**  **第9項に規定する竪穴区画、同条12項及び13**  **項に規定する異種用途区画を貫通する場合の煙**  **感知器又は熱煙複合式感知器**  **①　間仕切壁等で区画された場所で、当該防火ダンパーに係る風道の換気口等がある場所**  **②　壁から６０㎝以上離れた天井等の室内に面する部分**  **③　次に掲げる場所以外の場所**  **a換気口等の空気噴出口に近接する場所**  **bじんあい、微粉又は水蒸気が多量に滞留する場所**  **c腐食性ガスの発生するおそれのある場所**  **d厨房等正常時において煙等が滞留する場所**  **e排気ガスが多量に滞留する場所**  **f煙が多量に流入するおそれのある場所**  **g結露が発生する場所**  **2)　令第１１２条第１項から第３項に規定する**  **面積区画等、①〉以外の区画を貫通する場合の**  **煙感知器又は熱煙複合質感知器**  **①　防火ダンパーからの水平距離が１０ｍ以内で、かつ、防火ダンパーと感知器の間に間仕切壁がない場所**  **②　１〉②および③に該当する場所**  **3)　令第１１２条第１項から第３項に規定する**  **面積区画等、１〉以外の区画を貫通する場合の**  **熱感知器１）②及び２）①に該当する場所** | **煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)に適合しないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第2第2号ロ(2)の規定に適合しないこと。** |
| **(9)** | **防火ダンパー等（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）** | | **連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況** | **発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。** | **熱感知器連動型や煙感知器連動型防火ダンパーでは、関連する感知器をガス又は加煙試験器、加熱試験器等で作動させ、連動して、防火ダンパーが作動するか点検する。 ※ この点検の時、建築物内への火災報知や防災盤への火災信号、空調機器への停止信号送信等の関連作動があるので、施設管理者と十分に打合せのうえ、注意して実施する。** | **感知器と連動して作動しないこと。** |

**次の表の左欄に掲げる項目については、それぞれ同表の右欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。**

|  |  |
| --- | --- |
| **1(3)、(9)及び(16)から(21)まで、2(13)並びに3(9)** | **前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録** |
| **1(1)、(2)、(5)から(8)まで、(10)から(12)まで、(14)及び(15)** | **前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員（以下「一級建築士等」という。）が実施した検査の記録** |
| **1(4)及び(13)** | **前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録** |

| **番号** | **(い)点検項目** | | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **1** | **令第123条第3項第二号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第十三項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等** | | | | | |
| **(1)** | **排煙機** | **排煙機の外観** | **排煙機の設置の状況** | **目視又は触診により確認する。** | **1)　電動機を含め排煙機及び給気送風機の本体は、基礎又は架台に堅固に据付けてあること。  基礎、架台等に関しては、下記事項を点検する。 　① 基礎部分のコンクリートには、大きな亀裂や浮き上がりがないこと 　② 架台、アンカーボルトには、変形や著しい腐食がないこと。またナットの締付けは緩んでいないこと。（「著しい腐食」の判定は、資料７「腐食状況の判定基準」を参考とすること。 以下同じ） 2)　屋外設置の排煙機及び給気送風機の本体に著しい腐食がないこと。 3)　給気送風機のVベルトには、摩損や亀裂がないこと。 4)　保守点検のために排煙機及び給気送風機の周囲はおおよそ60cm以上の空間が取られていること。給気送風機でエンジンを使用する場合にも、同様の空間を確保していること。また排煙機本体の周囲には、可燃物等が置かれていないこと。** | **基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食があること。** |
| **(2)** | **排煙風道との接続の状況** | **目視により確認する。** | **1)　接続部の取付けが堅固であり、破損又は変形がないこと。 2)　排煙風道の接続部及び吊りボルトの取付けが堅固であること。 3)　排煙風道の断熱材の破損等がないこと。また排煙風道に可燃物が接触していないこと。** | **接続部に破損又は変形があること。** |

| **番号** | **(い)点検項目** | | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **(3)** | **排煙機** | **排煙機の外観** | **煙排出口の設置の状況** | **目視により確認する。** | **1)　煙排出口は、換気・空調設備の外気取入口や窓から再び建築物に煙が侵入するおそれがある場所には設置されていないことを確認する。なお、延焼のおそれのある部分に煙排出口が設けられている場合は、防火壁を設ける等防火上有効な措置を講じられていることを確認する。また防火壁に損傷がないことを点検する。**  **2)　煙排出口は単独となっているを確認する。換気・空調設備等の排気口が併設されている場合は、仕切板等で区画されていることを確認する。** | **排出された煙により他への影響のおそれがあること。** |
| **(4)** | **煙排出口の周囲の状況** | **目視により確認する。** | **煙排出口の前部に障害物が置かれ、煙の排出を妨げていないことを確認する。** | **煙の排出を妨げる障害物があること。** |
| **(5)** | **屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況** | **目視により確認する。** | **1)　排煙機が屋外に設置されている場合又は煙排出口が外壁に取付けられている場合は、煙排出口から雨水、ねずみ等の侵入がないことを確認する。**  **2)　雨水の浸入のおそれがある場合は，排水口を設ける等の措置がとられていることを確認する。** | **浸入した雨水等を排出できないこと。** |
| **(6)** | **排煙機の性能** | **排煙口の開放との連動起動の状況** | **作動の状況を確認する。** | **排煙機は、排煙口が開放すると自動的に起動しなければならない。排煙口に内蔵されているリミットスイッチから排煙機の操作回路に信号を送り起動させる方法と、一度、連動制御盤に信号を送り、排煙口表示ランプを点灯した後、排煙機の操作回路に信号を送り起動させる方法がある。  1)　排煙口の開放に連動して、排煙機が自動起動すること。 2)　特別避難階段の付室及び非常エレベーターの乗降ロビーの場合は排煙口、給気口の両方の開放により排煙機が自動起動すること。 3)　排煙機の停止は容易に行えること。** | **排煙口と連動して排煙機が作動しないこと。** |

| **番号** | **(い)点検項目** | | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **(7)** | **排煙機** | **排煙機の性能** | **作動の状況** | **聴診又は触診により確認する。** | **1)　電動機を含め排煙機本体は、運転時に異常音、異常な振動、異常な過熱がないこと。**  **2)　定格運転中の電圧、電流値が適正であること。**  **3)　排煙機の回転方向は、適正（表示されている方向）な回転方向であること。** | **排煙機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。** |
| **(8)** | **電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況** | **予備電源により作動の状況を確認する。** | **1)　予備電源により正常に起動すること。 2)　電動機を含め本体に、運転時における異常音、異常な振動、異常な発熱（過熱）がないこと。 3)　定格運転中の電圧、電流値は適正であること。 4)　排煙機の回転方向は、適正（表示されている方向）な  回転方向であること。** | **予備電源により作動しないこと。** |
| **(9)** | **排煙機の排煙風量** | **煙排出口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。**  **Q＝60AVm**  **この式において、Q、A及びVmは、それぞれ次の数値を表すものとする。**  **Q　排煙風量（単位　1分につき立方メートル）**  **A　排煙出口面積（単位　平方メートル）**  **Vm　平均風速（単位　1秒につきメートル）** | **1)　排煙機の煙排出口における排煙風量（測定風量）が、規定風量以上であることを確認する。検査は全ての排煙機を対象として行う。検査にあたっては、排煙機が規定風量以上の空気を排出することを確認するために、必要かつ十分な複数の排煙口を開放し、かつ、排煙口を開放する室は、当該室の扉を開放し検査する。なお、排煙風量の測定は、排煙機の煙排出口で行うことを原則とするが、足場が無いなど煙排出口での測定が困難な場合は、排煙口で測定してもよい。また、排煙ダクトのダクトサイズ等の関係で排煙風量が規定風量に満たない場合は、排煙機の性能が規定風量を満足する事を示す技術的根拠のある方法によって判定してもよい。**  **2)　排煙機の煙排出口における排煙風量（測定風量）が、次の式を満足することを確認する。** | **令第123条第3項第2号若しくは第129条の13の3第13項（これらの規定中国土交通大臣が定めた構造方法のうち排煙機に係る部分に限る。）又は令第126条の3第1項第9号（令第128条の6第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第126条の3第1項第9号を、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第123条第3項第2号及び令第126条の 3第1項第9号を除く。）の規定に適合しないこと。** |
| **(9)** | **排煙機** | **排煙機の性能** |  |  | **排煙風量（測定風量）≧規定風量**  **ここで、規定風量とは、次の風量を表すものとする。**   1. **一般の排煙機（令第１２６条の３第１項第９号）**   **a.１の防煙区画を１台の排煙機で受け持つ場合**  **防煙区画部分の床面積１㎡につき1 ㎥/min以上で、かつ、120㎥/min以上の風量**  **b.2以上の防火区画を1台の排煙機**  **で受け持つ場合**  **当該防煙区画のうちの最大の防煙区　　画の部分の床面積1㎡につき2㎥/min以上で、かつ、120㎥/min以上の風量**   1. **劇場、集会場等（令第112条第1項第1号に掲げる建築物の部分（令126条の2第1項第2号及び第4号に該当するものを除く）で、天井の高さが３ｍ以上の部分を受け持つ排煙機（平成12年建設省告示第1436号第2号）**   **防煙区画部分の床面積（2以上の防煙区画部分に係る場合にあっては、それらの床面積の合計）1㎡につき1㎥/min以上で、かつ、500㎥/min以上の風量**   1. **特別避難階段の付室又は非常用エレベーターの乗降ロビーを受け持つ排煙機（平成28年国土交通省告示第696号又は平成28年国土交通省告示第697号）**   **4㎥/s以上の風量** |  |
| **(9)** | **排煙機** | **排煙機の性能** |  |  | 1. **特別避難階段の付室又は非常用エレベーターの乗降ロビーを兼用する排煙機（平成28年国土交通省告示第696号又は平成28年国土交通省告示第697号）**   **6㎥/s以上の風量**   1. **避難安全性能検証法等による排煙設備がもうけられている場合の排煙機（令第129条第1項又は令第129条の2第1項）**   **避難安全性能検証法等に関連する設計図書が規定する風量** |  |
| **(10)** | **中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況** | **作動の状況を確認する。** | **排煙機を中央管理室の連動制御盤から起動する場合は、排煙口を遠隔操作により開放させ、自動的に排煙機を起動させる。連動制御盤の排煙機運転表示ランプが点灯することを確認する。排煙機を停止するには、排煙機の動力盤で手動スイッチに切替え、停止スイッチを操作すると排煙機は停止する。  1)　遠隔操作により、排煙機が起動から停止までが適正に連動し、作動することを確認する。 2)　連動制御盤の排煙機運転表示ランプが点灯することを確認する。 3)　排煙機は容易に停止すること。** | **中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。** |

| **番号** | **(い)点検項目** | | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **(11)** | **排煙口** | **機械排煙設備の排煙口の外観** | **排煙口の位置** | **目視により確認する。** | **排煙口は、次の規定に適合していることを確認する。なお、避難安全性能検証法等による排煙設備で基準と異なる排煙口が設けられている場合は、当該検証法等に関連する設計図書を確認し、当該図書が定める基準に適合しているかを確認する。**  **1)　排煙口の設置高さ**   * 1. **天井高さ３ｍ未満の場合**   **天井から８０cm以内で防煙壁で区画されている場合は、防煙壁の下端より上の部分に設置されていること。**   * 1. **天井の高さが３ｍ以上の場合**   **床からの高さ2.1m以上で、かつ、天井の高さの1/2以上の部分に設置されていること。**  **2)　平面上の排煙口の位置**  **排煙口は、防煙区画の各部分から水平距離で３０ｍ以下になるように設けられていること。** | **平成12年建設省告示第1436号第3号又は令第126条の3第1項第3号の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の6第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。** | |
| **(12)** | **排煙口の周囲の状況** | **目視により確認する。** | **排煙口の周囲の障害物（品物等が置かれること。）により煙の排出が妨げられていないことを確認する。** | **排煙口の周囲に開放を妨げる障害物があること。** | |
| **(13)** | **排煙口の取付けの状況** | **目視により確認する。** | **1)　排煙口及び給気口の取付けは堅固であること。 2)　排煙口及び給気口に著しい腐食、損傷等がないこと。 3)　排煙口及び給気口は手動開放装置の操作により、容易に開放すること。** | **取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。** | |
| **(14)** | **手動開放装置の設置の状況** | **目視により確認する。** | **1)　手動開放装置の周囲に品物等が置かれ、手動開放装置の確認に支障が生じていないことを確認する。**  **2)　手動開放装置の周囲に品物等が置かれ容易に近づけない等、手動開放装置の操作に支障が生じていないことを確認する。** | **周囲に障害物があり操作できないこと。** | |
| **(15)** | **排煙口** | **機械排煙設備の排煙口の外観** | **手動開放装置の操作方法の表示の状況** | **目視により確認する。** | **手動開放装置は、次の規定に適合していることを確認する。**  **なお、避難安全性能検証法等による排煙設備で基準と異なる手動開放装置が設けれれている場合は、当該検証法等に関連する設計図書えお確認し、当該図書が定める基準に適合しているかを点検する。**  **1)　手動開放装置の手で操作する部分は、床面から８０cm以上1.5m以下の高さの壁面に設けられていること。**  **2)　手動開放装置の手で操作する部分が天井から吊り下げられている場合は、床面からおおむね1.8mの高さに設けられていること。**  **3)　手動開放装置の使用方法が見やすい方法で表示されていること。** | **令第126条の3第1項第5号の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の6第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。** | |
| **(16)** | **機械排煙設備の排煙口の性能** | **手動開放装置による開放の状況** | **作動の状況を確認する。** | **1)　ワイヤーによる機械式手動開放装置または電気式手動開放装置を操作し、排煙口は容易に開放すること。**  **2)　電気式手動開放装置には、通電表示灯ランプ（緑）と作動表示ランプ（赤）が付いており、押しボタンスイッチを操作し、排煙口の開放及び作動表示ランプが点灯することを確認すること。** | **排煙口の開放が手動開放装置と連動していないこと。** | |
| **(17)** | **排煙口の開放の状況** | **目視又は聴診により確認する。** | **排煙口の回転軸は、排煙気流方向と平行となるように取付けてあることを点検する。** | **常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。** | |
| **(18)** | **排煙口** | **機械排煙設備の排煙口の性能** | **排煙口の排煙風量** | **排煙口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。**  **Q＝60AVm**  **この式において、Q、A及びVmは、それぞれ次の数値を表すものとする。**  **Q　排煙風量（単位　1分につき立方メートル）**  **A　排煙口面積（単位　平方メートル）**  **Vm　平均風速（単位　1秒につきメートル）** | **1)　排煙口の排煙風量（測定風量）の判定**  **排煙風量（測定風量）が、次の式を満足することを確認する。**  **排煙風量（測定風量）≧規定風量（防煙区画部分の床面積[㎡]×１[㎥/ｍiｎ・㎡]）**  **2)　排煙風量（測定風量）の測定**  **排煙口の排煙風量（測定風量）は、次の手順により求める。**   * 1. **排煙口の同一排煙口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出する。**   2. **1点につき30秒以上継続して風速を測定し平均風速Vｍを求める。**   3. **平均風速Vｍを60倍（1分当たりの平均風速に換算）した値に排煙口の有効断面積Aを乗じて排煙風量Qを求める。** | **令第126条の3第1項第9号の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の6第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。** | |
| **(19)** | **中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況** | **中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。** | **排煙機を中央管理室の連動制御盤から起動する場合は、排煙口を遠隔操作により開放させ、自動的に排煙機を起動させる。連動制御盤の排煙機運転表示ランプが点灯することを確認する。排煙機を停止するには、排煙機の動力盤で手動スイッチに切替え、停止スイッチを操作すると排煙機は停止する。  1)　遠隔操作により、排煙機が起動から停止までが適正に連動し、作動することを確 認する。 2)　連動制御盤の排煙機運転表示ランプが点灯することを確認する。 3)　排煙機は容易に停止すること。** | **中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。** | |
| **(20)** | **排煙口** | **機械排煙設備の排煙口の性能** | **煙感知器による作動の状況** | **発煙試験器等により作動の状況を確認する。** | **1)　煙感知器又は熱煙複合感知器の作動により排煙口が容易に開放し、かつ開放状態が保持されること。 2)　煙感知器または熱煙複合感知器は設置場所により誤作動を起こすおそれがあるので、設置位置について十分留意する。  　誤動作を起こしやすい場所を以下に示す。  　① 換気口等の空気吹出口に近接する場所 　② 塵埃、微粉又は水蒸気が多量に滞留する**  **場所 　③ 腐食性ガスの発生するおそれのある場**  **所 　④ 厨房等正常時において煙等が停留する**  **場所 　⑤ 排気ガスが多量に滞留する場所 　⑥ 煙が多量に流入するおそれのある場所 　⑦ 結露が発生する場所等には、十分な配慮**  **がされて設置されているか確認する** | **排煙口が連動して開放しないこと。** | |
| **(21)** | **排煙風道** | **機械排煙設備の排煙風道隠蔽部分及び埋設部分を除く。）** | **排煙風道の劣化及び損傷の状況** | **目視により確認する。** | **排煙風道及び給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。** | **排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。** | |
| **(22)** | **排煙風道の取付けの状況** | **目視又は触診により確認する。** | **1)　接続部の取付けが堅固であり、破損又は変形がないこと。 2)　排煙風道の接続部及び吊りボルトの取付けが堅固であること。 3)　排煙風道の断熱材の破損等がないこと。また排煙風道に可燃物が接触していないこと。** | **接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。** | |

| **番号** | **(い)点検項目** | | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **(23)** | **排煙風道** | **機械排煙設備の排煙風道隠蔽部分及び埋設部分を除く。）** | **排煙風道の材質** | **目視により確認する。** | **排煙風道（ダクト）は、次の規定に適合していることうを確認する。**  **なお、避難安全性能検証法等による排煙設備で基準と異なる排煙風道（ダクト）が設けられている場合は、当該検証法に関連する設計図書を確認し、当該図書が定める基準に適合しているかを点検する。**  **1)　排煙風道（ダクト）は、不燃材料で造られていること。**  **2)　排煙風道〈ダクト〉に用いるたわみ継手は、不燃材料で造られていること。** | **令第126条の3第1項第2号の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の6第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。** | |
| **(24)** | **防煙壁の貫通措置の状況** | **目視により確認する。** | **防煙壁を貫通する排煙風道（ダクト）は、当該風道と棒煙壁とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋められていることを点検する。また、避難安全性能検証法等による排煙設備で基準と異なる排煙風道（ダクト）が設けられている場合は、当該検証法等に関連する設計図書を確認し、当該図書が定める基準に適合していることを点検する。** | **令第126条の3第1項第7号の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の6第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。** | |
| **(25)** | **排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況** | **目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。** | **1)　排煙風道の断熱材に欠落又は損傷がないこと。**  **2)　排煙風道が天井裏、床裏等を貫通している場合には、厚さ10cm以上の断熱材で覆われていること。**  **3)　排煙風道は、木材、電線、冷媒管等の可燃材料から15cm**  **以上離して設けられていること。ただし、厚さが10cm以上の断熱材で覆われている場合は、この限りではない。** | **断熱材に脱落又は損傷があること又は令第126条の3第1項第7号で準用する令第115条第1項第3号イ(2)の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の6第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。** | |

| **番号** | **(い)点検項目** | | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **(26)** | **排煙風道** | **防火ダンパー（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）** | **防火ダンパーの取付けの状況** | **目視又は触診により確認する。** | **1)　防火ダンパーは主要構造部に堅固に取付けられていること。 2)　防火ダンパー専用の吊り金具等により躯体に堅固に取付けられているか点検する。  ※吊り金具の個数は、4点吊りを基本とするが、直径300mm未満及び角形300mm未満のダンパーは2点吊り、直径100mm以下のダンパーは1点吊りとする。 また、防火ダンパーの主要構造部の著しい腐食により、取付けが堅固でなくなっていることがあるので注意して点検する。** | **取付けが堅固でないこと。** | |
| **(27)** | **防火ダンパーの作動の状況** | **作動の状況を確認する。** | **1)　ダンパーの温度ヒューズをホルダーを取外し、ダンパーが円滑に作動することを確認する。 2)　温度ヒューズホルダーを取外した際に、取り付けられている温度ヒューズの公称温度を確認する。 3)　ダンパーの劣化及び腐食状況を確認する。** | **ダンパーが円滑に作動しないこと。** | |
| **(28)** | **防火ダンパーの劣化及び損傷の状況** | **目視又は触診により確認する。** | **1)　防火ダンパー本体に変形、破損等がないか点検する。 2)　防火ダンパー本体に著しい腐食はないか点検する。** | **防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。** | |
| **(29)** | **防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無** | **目視により確認する。** | **天井、壁等に一辺の長さが４５㎝以上の保守点検が容易に行える点検口並びに防火ダンパーの開閉及び作動状態を確認できる点検口が設けられていることを確認する。** | **天井、壁等に一辺の長さが45センチメートル以上の保守点検が容易に行える点検口並びに防火設備の開閉及び作動状態を確認できる検査口が設けられていないこと。** | |

| **番号** | **(い)点検項目** | | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **(30)** | **排煙風道** | **防火ダンパー（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）** | **防火ダンパーの温度ヒューズ** | **目視により確認する。** | **防火ダンパーの温度ヒューズは、継の規定に適合していることを確認する。**  **1)　防火ダンパー（HFD）に適正な溶解温度（公称280℃）の温度ヒューズであること。**  **2)　温度ヒューズの性能が錆、油脂、ほこり等の汚れ、経年劣化、変形等により阻害されていないこと。**  **3)　取替えが容易に行えること。** | **適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。** | |
| **(31)** | **壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況（防火ダンパーが令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分に設けられている場合に限る。）** | **目視により確認する。** | **防火ダンパー（HFD）が、壁から離れて設置されている場合、壁と防火ダンパー（HFD）の間は、厚さ1.5mm以上の鉄板又はラスモルタル等の不燃材料ですき間のないように覆われていることを点検する。** | **防火ダンパーと防火区画との間の風道が厚さ1.5ミリメートル以上の鉄板でつくられていないこと又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料で被覆されていないこと。** | |
| **(32)** | **特殊な構造の排煙設備** | **特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観** | **排煙口及び給気口の大きさ及び位置** | **目視により確認する。** | **排煙口及び給気口の大きさ及び位置は、継の規定に適合していることを確認する。なお、避難安全性能検証法等による排煙設備で基準と異なる排煙口又は給気口が設けられている場合は、当該検証法等に関連する設計図書を確認し、当該図書が定める基準に適合しているか点検する。**  **1)　排煙口の大きさは、当該室の床面積の550分の１以上で、かつ、当該室の床面積の**  **2)　６０分の１以下であること。**  **3)　排煙口の設置高さ**  **天井から８０cm以内で、かつ、棒煙壁で区画されている場合は、棒煙壁の下端より上の部分に設けられていること。**  **4)　排煙口は直接外気に接すること。**  **5)　平面上の排煙口の位置**  **排煙口は、棒煙区画の各部分から水平距離が３０ｍ以下となるように設けられていること。**  **6)　給気口の設置高さ**  **給気口は、当該室の壁の床面からの高さが天井高さの1/2未満の部分に設けられていること。** | **平成12年建設省告示第1437号第1号ロ又はハ及び第2号ロ又はハの規定に適合しないこと。ただし、令第128条の6第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。** | |
| **(33)** | **排煙口及び給気口の周囲の状況** | **目視により確認する。** | **排煙口及び給気口の周囲は、障害物（品物等が置かれていること。）により排煙又は給気が妨げられていないことを確認する。** | **周囲に排煙又は給気を妨げる障害物があること。** | |
| **(34)** | **排煙口及び給気口の取付けの状況** | **目視により確認する。** | **1)　排煙口及び給気口の取付けは堅固であること。 2)　排煙口及び給気口に著しい腐食、損傷等がないこと。 3)　排煙口及び給気口は手動開放装置の操作により、容易に開放すること** | **取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。** | |
| **(35)** | **特殊な構造の排煙設備** | **特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観** | **手動開放装置の設置の状況** | **目視により確認する。** | **1)　手動開放装置の周囲に品物等が置かれ、手動開放装置の確認に支障が生じていないことを確認する。**  **2)　手動開放装置の周囲に品物等が置かれ容易に近づけない等、手動開放装置の操作に支障が生じないことを確認する。** | **周囲に障害物があり操作できないこと。** | |
| **(36)** | **手動開放装置の操作方法の表示の状況** | **目視により確認する。** | **手動開放装置は、次の規定に適合していることを確認する。**  **1)　手動開放装置の手で操作する部分は、床面から８０ｃｍ以上1.5m以下の高さの壁面に設けられていること。**  **2)　手動開放装置の手で操作する部分が天井から吊り下げられている場合は、床面からおおむね1.8ｍの高さに設けられていること。**  **3)　手動開放装置の使用方法が見やすい方法で表示されていること。** | **令第126条の3第1項第5号の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の6第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。** | |
| **(37)** | **特殊な構造の排煙設備** | **特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能** | **排煙口の排煙風量** | **排煙口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。**  **Q＝60AVm**  **この式において、Q、A及びVmは、それぞれ次の数値を表すものとする。**  **Q　排煙風量（単位　1分につき立方メートル）**  **A　排煙口面積（単位　平方メートル）**  **Vm　平均風速（単位　1秒につきメートル）** | **排煙風量（測定風量）が規定風量の範囲内であることを確認する。**  **1)排煙口の排煙風量の判定**  **排煙風量（測定風量）が、次の式を満足することを確認する。なお、避難安全性能検証法等による排煙設備で基準と異なる排煙風量が定められている場合は、当該検証法等に関連する設計図書を確認し、当該図書が定める基準に適合しているかを点検する。**   * 1. **各室において給気及び排煙を行う排煙設備**   **室の床面積[㎡]×１[㎥/min・㎡]≦排煙風量[㎥/min]≦排煙口の開口面積の合計値×550**   * 1. **複数室を統合した給気及び各室ごとに排煙を行う排煙設備**   **室の床面積[㎡]×１[㎥/min・㎡]≦排煙風量[㎥/min] ≦防煙区画室（給気室を除く。）の排煙口の開口面が最小の質における排煙口の開口面積の合計値[㎡]×550[㎥/min・㎡]**  **2)　排煙風量（測定風量）の測定**  **排煙口の排煙風量（測定風量）は、次の手順により求める。**   * 1. **排煙口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出する。**   2. **1点につき30秒以上継続して風速を測定し、平均速度Vmを求める。**   3. **平均速度Vmを60倍（1分当たりの平均風速に換算）した値に排煙口の有効断面積Aを乗じて排煙風量Qを求める。** | **令第126条の3第2項の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の6第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。** | |
| **(38)** | **特殊な構造の排煙設備** | **特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能** | **中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況** | **中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。** | **排煙機を中央管理室の連動制御盤から起動する場合は、排煙口を遠隔操作により開放させ、自動的に排煙機を起動させる。連動制御盤の排煙機運転表示ランプが点灯することを確認する。排煙機を停止するには、排煙機の動力盤で手動スイッチに切替え、停止スイッチを操作すると排煙機は停止する。 1)　遠隔操作により、排煙機が起動から停止までが適正に連動し、作動することを確認する。 2)　連動制御盤の排煙機運転表示ランプが点灯することを確認する。 3)　排煙機は容易に停止すること。 （同種の点検を消防点検等の際に実施しているときは、報告書等で作動が良好であることが確認できれば点検に代えてよい）** | **中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。** | |
| **(39)** | **煙感知器による作動の状況** | **発煙試験器等により作動の状況を確認する。** | **1)　煙感知器又は熱煙複合感知器の作動により排煙口が容易に開放し、かつ開放状態が保持されること。 2)　煙感知器または熱煙複合感知器は設置場所により誤作動を起こすおそれがあるので、設置位置について十分留意する。  　誤動作を起こしやすい場所を以下に示す。  　① 換気口等の空気吹出口に近接する場所 　② 塵埃、微粉又は水蒸気が多量に滞留する**  **場所 　③ 腐食性ガスの発生するおそれのある場**  **所 　④ 厨房等正常時において煙等が停留する**  **場所 　⑤ 排気ガスが多量に滞留する場所 　⑥ 煙が多量に流入するおそれのある場所  ⑦ 結露が発生する場所等には、十分な配慮**  **がされて設置されているか確認する** | **排煙口が連動して開放しないこと。** | |
| **(40)** | **特殊な構造の排煙設備** | **特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）** | **給気風道の劣化及び損傷の状況** | **目視により確認する。** | **給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。** | **給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。** | |
| **(41)** | **給気風道の材質** | **目視により確認する。** | **給気風道（ダクト）は、次の規定に適合していることを確認する。なお、避難安全性能検証法等による排煙設備で基準と異なる給気風道（ダクト）が設けられている場合は、当該検証法等に関連する設計図書を確認し、当該図書が定める基準に適合しているかを点検する。**  **1)　給気風道（ダクト）は、不燃材料で造られていること。**  **2)　給気風道（ダクト）に用いるたわみ継手は、不燃材料で造られていること。** | **令第126条の3第1項第2号の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の6第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。** | |
| **(42)** | **給気風道の取付けの状況** | **目視又は触診により確認する。** | **給気風道（ダクト）接続部及びつりボルトの取付けが堅固であり、破損又は変形及び著しい腐食がないことを点検する。** | **接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。** | |
| **(43)** | **防煙壁の貫通措置の状況** | **目視により確認する。** | **防煙壁を貫通する給気風道（ダクト）は、当該風道と防煙壁とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋められていることを確認する。また、避難安全性能検証法等による排煙設備で基準と異なる給気風道（ダクト）が設けられている場合は、当該検証法等に関連する設計図書を確認し、当該図書が定める基準に適合していることを点検する。** | **令第126条の3第1項第7号の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の6第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。** | |
| **(44)** | **特殊な構造の排煙設備** | **特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観** | **給気送風機の設置の状況** | **目視又は触診により確認する。** | **1)　電動機を含め給気送風機本体は、基礎又は架台に堅固に据付けてあること。 　基礎、架台等に関しては、次の事項を検査する。 　① 基礎部分のコンクリートには、大きな亀裂や浮き上がりがないこと。 　② 架台、アンカーボルトには、変形や著しい腐食がないこと。またナットの締付けは緩んでないこと。 2)　屋外設置の給気送風機の本体に著しい腐食がないこと。 3)　Vベルトには、摩損や亀裂がないこと。 4)　保守点検のために給気送風機の周囲は、おおむね、６０㎝以上の空間がとられていること。エンジンンを使用する場合にも、同様の空間を確保していること。** | **基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。** | |
| **(45)** | **給気風道との接続の状況** | **目視により確認する。** | **接続部の取付けが堅固であり、破損又は変形がないこと。** | **接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。** | |
| **(46)** | **特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能** | **排煙口の開放と連動起動の状況** | **作動の状況を確認する。** | **給気送風機及び給気口は、排煙口が開放すると自動的に起動・開放しなければならない。排煙口と給気口の連動をとり、給気口に内蔵されているリミットスイッチより直接送風機に信号を送り起動させる方法と、一度、連動制御盤に信号を送り、給気口を開放し、送風機に信号を送り起動させる方法がある。**  **1)　排煙口及び給気口の開放に連動して、給気送風機が自動起動すること。**  **2)　特別避難階段の付室及び非常エレベーターの乗降ロビーの場合は排煙口、給気口の両方の開放により排煙機が自動**  **起動すること。**  **3)　給気送風機の停止は容易に行えること。**  **（同種の点検を消防点検等の際に実施しているときは、報告書等で作動が良好であることが確認できれば点検に代えてよい）** | **令第126条の3第2項の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の6第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。** | |
| **(47)** | **特殊な構造の排煙設備** | **特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能** | **作動の状況** | **聴診又は触診により確認する。** | **1)　モーターを含めて運転時に異常音、異常な振動、異常な加熱がないこと。**  **2)　常用の電源により正常に起動すること**  **3)　運転中の電圧、電流値は適正であること**  **4)　給気送風機の回転方向は、適正（表示されている方向）な回転方向であること。（同種の点検を消防点検等の際に実施しているときは、報告書等で作動が良好であることが確認できれば点検に代えてよい）** | **送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。** | |
| **(48)** | **電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況** | **予備電源により作動の状況を確認する。** | **1)　モーターを含めて本体に運転時における異常音、異常な振動、異常な加熱がないこと。 2)　予備電源により正常に起動すること。 3)　運転中の電圧、電流値は適正であること。 4)　排煙機の回転方向は、適正（表示されている方向）な回転方向であること。  （同種の点検を消防点検等の際に実施しているときは、報告書等で作動が良好であることが確認できれば点検に代えてよい）** | **予備電源により作動しないこと。** | |
| **(49)** | **給気送風機の給気風量** | **排煙口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。**  **Q＝60AVm**  **この式において、Q、A及びVmは、それぞれ次の数値を表すものとする。**  **Q　給気風量（単位　1分につき立方メートル）**  **A　吸込口面積（単位　平方メートル）**  **Vm　平均風速（単位　1秒につきメートル）** | **未制定** | **令第126条の3第2項の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の6第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。** | |
| **(50)** | **特殊な構造の排煙設備** | **特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能** | **中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況** | **中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。** | **給気送風機を中央管理室の連動制御盤から起動する場合は、排煙口を遠隔操作により開放させ、自動的に排煙機を起動させる。正常に開放及び起動すれば連動制御盤に排煙口「開放」と排煙機の「起動」の表示ランプが点灯する。排煙機を停止するには、排煙機の動力盤で手動スイッチに切替え、停止スイッチを操作すると排煙機は停止する。  1)　遠隔操作により、一連の排煙口の開放、排煙機の起動から停止までが適正に連動し、作動することを確認する。**  **2)　連動制御盤の排煙口「開放」表示ランプが点灯することを確認する。**  **3)　給気送風機の停止が容易に行えること。  （同種の点検を消防点検等の際に実施しているときは、報告書等で作動が良好であることが確認できれば点検に代えてよい）** | **中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。** | |
| **(51)** | **特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口** | **吸込口の設置位置** | **目視により確認する。** | **1)　給気送風機の吸込口は、排煙機の煙排出口や窓等の建築物からの煙が排出されるような場所には近接して設けられていないことを確認する。**  **2)　延焼のおそれのある部分に給気送風機の吸込口が設けられている場合は、防火壁を設ける等防火上有効な措置が講じられていることを確認する。また、防火壁等に損傷がないことを点検っする。** | **排煙設備の煙排出口等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること。** | |
| **(52)** | **吸込口の周囲の状況** | **目視により確認する。** | **給気送風機の吸込口は、周囲の障害物（品物等が置かれていること。）により給気が妨げられていないことを確認する。** | **周囲に給気を妨げる障害物があること。** | |
| **(53)** | **特殊な構造の排煙設備** | **特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口** | **屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況** | **目視により確認する。** | **1)　給気送風機が屋外に設置されている場合又は吸込口が外壁に取付けられている場合は、吸込口から雨水、ねずみ等の侵入がないこと。**  **2)　雨水の浸入のおそれのある場合は、排水口を設ける等の措置が取られていること。** | **浸入した雨水等を排出できないこと。** | |
| **2** | **令第123条第3項第二号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー** | | | | | | |
| **(1)** | **特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口** | | **排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況** | **作動の状況を確認する。** | **特別非難階段の付室及び非常用エレベーターの乗降ロビーの排煙設備は、中央管理室（防災センターとも呼ばれる。）で遠隔制御及び作動状態の監視を行わなければならない。従って、排煙口及び給気口の開放は、付室及び乗降ロビー内の手動開放装置による方法、または中央管理室の連動制御盤からの遠隔操作による方法の両方の検査を行う。**  **1)　付室及び乗降ロビー内の手動開放装置の　　　　　　　操作により、排煙口及び給気口が開放し、排煙機が連動起動すること。なお、中央管理室の連動制御盤において排煙　口及び給気口の 　「開放」並びに排煙機の「起動」を表示する作動ランプの点灯を確認する。 2)　中央管理室の連動制御盤から付室及び乗降ロビーの排煙口及び給気口を遠隔操作により開放を行い、連動して排煙機 　が起動することを確認する。 3)　中央管理室の連動制御盤において排煙口及び給気口の「開放」並びに排煙機の「起動」を表示する作動ランプの点灯を確認する。** | **連動して作動しないこと。** | |
| **(2)** | **給気口の周囲の状況** | **目視により確認する。** | **1)　給気口の周囲に給気を妨げる障害物が近接して置かれていないことを確認する。**  **2)　乗降ロビー等にあっては、飲料水等の児童販売機等が置かれていないことを確認する。** | **周囲に給気を妨げる障害物があること。** | |
| **(3)** | **加圧防排煙設備** | **排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）** | **排煙風道の劣化及び損傷の状況** | **目視により確認する。** | **1)　排煙風道（ダクト）に変形、破損がないことを点検する。**  **2)　排煙風道（ダクト）に著しい腐食がないことを点検する。** | **排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。** | |
| **(4)** | **排煙風道の取付けの状況** | **目視又は触診により確認する。** | **1)　排煙風道（ダクト）の接続部及び吊りボルトの取付けが堅固であることを点検する。**  **2)　排煙風道（ダクト）の接続部及び吊りボルトに変形又は破損がないことを点検する。**  **3)　排煙風道（ダクト）に著しい腐食がないことを点検する。** | **接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。** | |
| **(5)** | **排煙風道の材質** | **目視により確認する。** | **排煙風道（ダクト）は、次の規定に適合していることを確認する。なお、避難安全性能検証法等による排煙設備で基準と異なる排煙風道（ダクト）が設けられている場合は、当該検証法等に関連する設計図書を確認し、当該図書が定める基準に適合しているか点検する。**  **1)　排煙風道（ダクト）は不燃材料で造られていること。**  **2)　排煙風道（ダクト）に用いるたわみ継手は、不燃材料でつけられていること。** | **不燃材料で造られていないこと。ただし、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。** | |
| **(6)** | **給気口の外観** | **給気口の周囲の状況** | **目視により確認する。** | **給気口の周囲の障害物（品物等が置かれていること。）により給気が妨げられていないことを確認する。** | **周囲に給気を妨げる障害物があること。** | |
| **(7)** | **給気口の取付けの状況** | **目視により確認する。** | **1)　給気口の取付けが堅固であることを点検する。**  **2)　給気口が支障なく開放することを点検する。**  **3)　給気口に著しい腐食又は損傷等がないことを点検する。** | **取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。** | |
| **(8)** | **加圧防排煙設備** | **給気口の外観** | **給気口の手動開放装置の設置の状況** | **目視により確認する。** | **1)　手動開放装置の周囲に品物等が置かれ、手動開放装置の確認に支障が生じていないことを確認する。**  **2)　手動開放装置の周囲に品物等が置かれ容易に近づけない等、手動開放装置の操作に支障が生じていないことを確認する。** | **周囲に障害物があり操作できないこと。** | |
| **(9)** | **給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況** | **目視により確認する。** | **手動開放装置は、次の規定に適合していることを確認する。なお、避難安全性能検証法等による排煙設備で基準と異なる手動開放装置が設けられている場合は、当該検証法等に関連する設計図書を確認し、当該図書が定める基準に適合しているか点検する。**  **1)　手動開放装置の手で操作する部分は、床面から80ｃｍ以上1.5ｍ以下の高さの壁面に設けられていること。**  **2)　手動開放装置の使用方法が見やすい方法で表示されていること。** | **平成28年国土交通省告示第696号第5号イ(2)(i)の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。** | |
| **(10)** | **給気口の性能** | **給気口の手動開放装置による開放の状況** | **作動の状況を確認する。** | **手動開放装置と連動して給気口が支障なく開放することを確認する。** | **手動開放装置と連動して給気口が開放していないこと。** | |
| **(11)** | **給気口の開放の状況** | **目視又は聴診により確認する。** | **1)　給気口が開放時に気流により閉鎖しないことを確認する。**  **2)　給気口が開放時に気流により著しく振動しないことを確認する。** | **開放時に気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。** | |
| **(12)** | **給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）** | **給気風道の劣化及び損傷の状況** | **目視により確認する。** | **1)　給気風道（ダクト）に変形、破損がないか点検する。**  **2)　給気風道（ダクト）に著しい腐食がないことを点検する。** | **給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。** | |
| **(13)** | **給気風道の取付けの状況** | **目視又は触診により確認する。** | **1)　給気風道（ダクト）の接続部分及び吊りボルトの取付けが堅固であることを点検する。**  **2)　給気風道（ダクト）の接続部分及び吊りボルトに変形又は破損がないことを点検する。**  **3)　給気風道（ダクト）に著しい腐食がないことを点検する。** | **接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。** | |
| **(14)** | **加圧防排煙設備** | **給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）** | **給気風道の材質** | **目視により確認する。** | **給気風道（ダクト）は、次の規定にてきごうしていることを確認する。なお、避難安全性能検証法等による排煙設備で基準と異なる給気風道（ダクト）が設けられている場合は、当該検証法等に関連する設計図書を確認し、核検査事項について当該図書が定める基準に適合しているか点検する。**  **1)　給気風道（ダクト）は、不燃材料で造られていること。**  **2)　給気風道（ダクト）に用いるたわみ継手は、不燃材料で造られていること。** | **不燃材料で造られていないこと。ただし、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。** | |
| **(15)** | **給気送風機の外観** | **給気送風機の設置の状況** | **目視又は触診により確認する。** | **1)　電動機を含め給気送風機は、基礎又は架台に堅固に据付けてあることを確認し、基礎、架台等に関しては、下記事項を点検する。**  **①　基礎部分のコンクリートには、亀裂や浮き上がりがないこと。**  **②　架台、アンカーボルトには、変形や著しい腐食、損傷等がないこと。また、ナットの締付けは緩んでいないこと。**  **2)　電動機を含め給気送風機本体に著しい腐食、損傷等がないことを点検する。**  **3)　保守点検のため給気送風機の周囲に、おおむね６０ｃｍ以上の空間が設けられていること。直結エンジンをしようする場合にも、同様の空間を確保していることを確認する。** | **基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。** | |
| **(16)** | **給気風道との接続の状況** | **目視により確認する。** | **給気風道（ダクト）接続部の取付けが堅固であり空気漏れ、破損又は変形がないことを点検する。** | **接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。** | |
| **(17)** | **加圧防排煙設備** | **給気送風機の性能** | **給気口の開放と連動起動の状況** | **作動の状況を確認する。** | **給気送風機及び空気逃し口は、給気口が開放すると自動的に起動・開放すること。空気逃し口が排煙機に接続されている場合は、空気逃し口の開放により排煙機が起動することを確認する。なお、避難安全性能検証法等による排煙設備で基準と異なる給気送風機又は空気逃し口が設けられている場合は、当該検証法等に関連する設計図書を確認し、各当該図書が定める基準に適合しているか点検する。** | **平成28年国土交通省告示第696号第5号イ(5)の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。** | |
| **(18)** | **給気送風機の作動の状況** | **聴診又は触診により確認する。** | **1)　電動機を含め給気送風機本体は、運転時に異常な音、異常な振動、異常な過熱がないことを確認する。**  **2)　常用の電源により正常に起動することを確認する。**  **3)　運転中の電圧、電流値は仕様書等に規定されている値であることを確認する。**  **4)　給気送風機の回転方向は、適正（表示されている方向）であることを確認する。** | **送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。** | |
| **(19)** | **電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況** | **予備電源により作動の状況を確認する。** | **1)　予備電源により正常に起動することを確認する。**  **2)　電動機を含めて給気送風機本体は、運転時に異常な音、異常な振動、異常な過熱がないことを確認する。**  **3)　運転中の電圧、電流値は仕様書等に規定されている値であることを確認する。**  **4)　給気送風機の回転方向は、適正（表示されている方向）であることを確認する。** | **予備電源により作動しないこと。** | |
| **(20)** | **加圧防排煙設備** | **給気送風機の性能** | **中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況** | **中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。** | **1)　遠隔操作により、給気口の開放から空気逃し口の開放、給気送風機（空気逃し口が排煙機に接続されている場合は排煙機もふくむ）の起動までが適正に連動し作動することを確認する。**  **2)　連動制御盤の給気口・空気逃がし口の「開放」表示ランプ及び給気送風機（空気逃し口が排煙機に接続されている場合は排煙機も含む。）の「起動」表示ランプが点灯することを確認する。** | **中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。** | |
| **(21)** | **給気送風機の吸込口** | **吸込口の設置位置** | **目視により確認する。** | **1)　給気送風機の吸込口は、排煙機の排煙出口や窓等の建築物からの煙が排出されるような場所には近接して設けられていないことを確認する。**  **2)　給気送風機の吸込口は、他の建築物からの影響を避けるため、延焼のおそれのある部分には、設置されていないことを確認する。** | **排煙設備の煙排出口等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること。** | |
| **(22)** | **吸込口の周囲の状況** | **目視により確認する。** | **給気送風機の吸込口の周囲の障害物（品物等が置かれていること。）により、給気が妨げられていないことを確認する。** | **周囲に給気を妨げる障害物があること。** | |
| **(23)** | **屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況** | **目視により確認する。** | **1)　給気送風機が屋外に設置されている場合又は吸込口が外壁に取付けられている場合は、吸込口から雨水、ねずみ等の侵入がないことを確認する。**  **2)　雨水の浸入のおそれがある場合は、排水口を設ける等の措置が取られていることを確認する。** | **浸入した雨水等を排出できないこと。** | |
| **(24)** | **遮煙開口部の性能** | **遮煙開口部の排出風速** | **加圧防排煙設備を作動させた状態で遮煙開口部の開口幅を40センチメートル開放し、同一断面内から九箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき30秒以上継続して風速を測定する。** | **測定排出風速が規定排出風速以上であることを確認する。**  **1)　遮煙開口部の排煙風量の判定**  **排出風速が、次の式を満足することを確認する。なお、避難安全性能検証法等による排煙設備で基準と異なる規定排出風速が定められている場合は、当該検証法等に関連する設計図書を確認し、当該図書が定める基準に適合** | **平成28年国土交通省告示第696号第5号ハの規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。** | |
| **(24)** | **加圧防排煙設備** | **遮煙開口部の性能** |  |  | **しているか点検する。**   * 1. **隣接室が準耐火構造の床・壁又は特定防火設備で区画され、かつ、令第129条第2項に規定する火災の発生のおそれの少ない室（以下単に「火災の発生のおそれの少ない室」という。）である場合**   **V≧2.7× [m/s]**   * 1. **隣接室が不燃材料の壁又は防火設備で区画され、かつ、火災の発生のおそれの少ない室である場合**   **V≧3.3× [m/s]**   * 1. **上記①②以外の場合**   **V≧3.8× [m/s]**  **これらの式において、V及びHは、それぞれ次の数値を表すものとする。**  **V：測定排出風量 [単位　m/s]**  **H：遮煙開口部の開口高さ [単位 m]**   * 1. **避難安全性能検証法等による排煙設備は設けられている場合（令129条第1項又は令第129条の2第1項）**   **避難安全性能検証法等に関連する設計図書が定める風量。また、修繕、改修等が行われている場合は、修繕、改修等が行われた部分が避難安全性能に影響を及ぼしていないことを併せて確認する。** |  | |
| **(25)** | **加圧防排煙設備** | **空気逃し口の外観** | **空気逃し口の大きさ及び位置** | **目視により確認する。** | **空気逃し口の開口面積が、次の式で定める必要開口面積以上であることを確認する。**  **なお、避難安全性能検証法等による排煙設備で基準と異なる開口面積が定められている場合は、当該検証法等に関連する設計図書を確認し、当該図書が定める基準に適合しているか点検する。**  **Ap =**  **この式において、Ap,V,H及びVeは、それぞれ次の数値を表すものとする。**  **Ap　：外気に接する空気逃し口の開口面積 [単位　㎡]**  **V　 ：遮煙開口部を通過する排出風速　[単位　m/s]**  **H　 ：遮煙開口部の開口高さ [単位　m]**  **Ve ：空気逃し口から水平距離が30ｍ以下の位置に設けられた排煙口の排煙機による排煙能力　[単位　㎥/s]** | **平成28年国土交通省告示第696号第5号ロの規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。** | |
| **(26)** | **空気逃し口の周囲の状況** | **目視により確認する。** | **空気逃し口の周囲の障害物（品物等が置かれていること。）により、空気の流れが妨げられていあないことを確認する。** | **周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。** | |
| **(27)** | **空気逃し口の取付けの状況** | **目視により確認する。** | **1)　空気逃し口は堅固に取付けられていることを確認する。**  **2)　空気逃し口に著しい腐食、損傷等がないことを点検する。** | **取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。** | |
| **(28)** | **空気逃し口の性能** | **空気逃し口の作動の状況** | **目視により確認する。** | **空気逃し口は給気口の開放と連動して開放することを確認する。** | **給気口と連動して空気逃し口が開放しないこと。** | |
| **(29)** | **加圧防排煙設備** | **圧力調整装置の外観** | **圧力調整装置の大きさ及び位置** | **目視により確認する。** | **次の①）又は２）に適合する圧力調整装置が設けられていることを確認する。なお、避難安全性能検証法等による排煙設備で圧力調整装置が設けられている場合は、当該検証法等に関連する設計図書えお確認し、各当該図書が定める基準に適合しているか点検する。**  **1)　圧力調整装置は、次の規定に適合していること。**   * 1. **遮煙開口部に設けられている戸の部分又は、近接する部分のうち天井から８０㎝を超える距離にある部分に設けられていること。**   2. **圧力調整装置の開口部の開口面積が、次の式で定める必要開口面積以上であること。**   **Admp＝0.04VH**  **この式において、Admp,V及びHはそれぞれ次の数値を表すものとする。**  **Admp　：必要開口面積 [単位　㎡]**  **V　　 ：遮煙開口部**  **2)　遮煙開口部に設けられた戸が給気送風機を作動させた状態で100N以下の力で開放することができるものであること。** | **平成28年国土交通省告示第696号第5号ハの規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。** | |
| **(30)** | **圧力調整装置の周囲の状況** | **目視により確認する。** | **圧力調整装置の周囲の障害物（品物等が置かれていること。）により、空気の流れが妨げられていないことを確認する。** | **周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。** | |
| **(31)** | **圧力調整装置の取付けの状況** | **目視により確認する。** | **1)　圧力調整装置の取付けが堅固であることを確認する。**  **2)　圧力調整装置に著しい腐食、損傷等がないことを点検する。** | **取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。** | |
| **(32)** | **圧力調整装置の性能** | **圧力調整装置の作動の状況** | **目視により確認する。** | **扉の閉鎖と連動して開放することを確認する。** | **扉の閉鎖と連動して開放しないこと。** | |

| **番号** | **(い)点検項目** | | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **3** | **令第126条の2第1項に規定する居室等** | | | | | |
| **(1)** | **可動防煙壁** | | **手動降下装置の作動の状況** | **作動の状況を確認する。** | **1)　手動降下装置を片手で容易に操作できること。 2)　手動降下装置の周囲に操作を妨げる障害物（物品等）が近接して置かれていないこと。  （同種の点検を消防点検等の際に実施しているときは、報告書等で作動が良好であることが確認できれば点検に代えてよい）** | **片手で容易に操作できないこと。** |
| **(2)** | **手動降下装置による連動の状況** | **作動の状況を確認する。** | **1)　可動防煙壁を手動操作により作動させ、正常に降下すること。 2)　可動防煙壁の降下を妨げる障害物（物品等）が直下に置かれていないこと。 3)　点検後の復帰も容易にできること。** | **連動して作動しないこと。** |
| **(3)** | **煙感知器による連動の状況** | **作動の状況を確認する。** | **可動防煙壁用の煙感知器の設置位置は、可動防煙壁のどの部分からも1m以上10m以内で可動防煙壁の両側に設ける。この条件を満足すれば、自動火災報知設備の煙感知器と兼用することができる。  1)　煙感知器または熱煙複合感知器の作動により可動防煙壁が容易に動作し、正常に降下すること。 2)　煙感知器または熱煙複合感知器は、設置場所により誤動作を起こすおそれがあるので、設置位置について十分留意す 　る。 　誤動作を起こしやすい場所を以下に示す。  　① 換気口等の空気吹出口に近接する場所  ② 塵埃、微粉又は水蒸気が多量に滞留する**  **場所 　③ 腐食性ガスの発生するおそれのある場**  **所** | **連動して作動しないこと。** |
| **(3)** | **可動防煙壁** | |  |  | **④ 厨房等正常時において煙等が停留する**  **場所 　⑤ 排気ガスが多量に滞留する場所 　⑥ 煙が多量に流入するおそれのある場所  ⑦ 結露が発生する場所等には、十分な配慮**  **がされて設置されているか確認する** |  |
| **(4)** | **可動防煙壁の材質** | **目視により確認する。** | **可動防煙壁が不燃材料で造られていることを確認する。** | **不燃材料でないこと。** |
| **(5)** | **可動防煙壁の防煙区画** | **目視により確認する。** | **1)　可動防煙壁を作動させた状態で、防煙壁の点検を行う。 2)　防煙壁は脱落、欠損がなく、蓄煙と排煙を併用して隣接区画への煙の拡散を防止し、また煙の拡散を遅らせる効果があること。 3)　防煙壁のたけは50cm以上あること。** | **脱落又は欠損があり煙の流動を妨げる効果がないこと。** |
| **(6)** | **中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況** | **中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。** | **1)　可動防煙壁を中央管理室の連動制御盤により開放させ、正常に降下することを現地で確認すること。 2)　連動制御盤の可動防煙壁作動表示ランプが点灯することを確認する。** | **中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。** |
| **4** | **予備電源** | | | | | |
| **(1)** | **自家用発電装置** | **自家用発電装置等の状況** | **自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況** | **目視により確認する。** | **電器配線及び換気風道（ダクト）等の防火区画貫通措置に欠損又は脱落がないか点検する。** | **令第112条第20項若しくは第21項又は令第129条の2の4第1項第7号の規定に適合しないこと。** |
| **(2)** | **発電機の発電容量** | **予備電源の容量を確認する。** | **1)　防災設備の合計の出力容量に比べ、予備電源の発電容量が大きいことを確認する。**  **2)　自家用発電装置により、防災設備が３０分以上運転できることを確認する。** | **自家用発電装置の出力容量が少なく、防災設備を30分以上運転できないこと。** |
| **(3)** | **自家用発電装置** | **自家用発電装置等の状況** | **発電機及び原動機の状況** | **目視又は触診により確認する。** | **1)　発電機及び原動機の端子部の締付けが堅固であるか点検する。 2)　発電機及び原動機の配管又は配線・計器類に破損及び取付け不備等がないか点検する。 3)　計器盤又は制御盤の表示ランプは点灯するか点検する。 4)　原動機又は燃料タンクの周囲に油漏れ等がないか点検する。** | **端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。** |
| **(4)** | **燃料油、潤滑油及び冷却水の状況** | **目視により確認する。** | **1)　燃料タンク及び冷却水槽の貯蔵量は、原動機の３０分以上の連続運転に必要な量があるか点検する。 2)　原動機の潤滑油は、機器に表示された適正な範囲内の量があるか点検する。** | **燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく30分間以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。** |
| **(5)** | **始動用の空気槽の圧力** | **圧力計を目視により確認するとともに、聴診により確認する。** | **始動用の空気槽の充填圧力が規定の圧力目盛りを指示しているか点検する。また、予備槽の充填圧力も同様に規定の圧力目盛りを指示しているか点検する。** | **空気槽の自動充気圧力が、高圧側で2.2から2.9メガパスカル、低圧側で0.7から1.0メガパスカルに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと。** |
| **(6)** | **セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況** | **目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。** | **1)　セル始動用蓄電池の電圧を測定し、定格電圧（２４Vまたは１２V）以上であるか点検する。 2)　セル始動用蓄電池の電解液量は、機器に表示された適正量があるか点検する。 3)　セル始動用蓄電池と電気ケーブルとの接続部に緩み、漏液による変色等がないか点検する。** | **電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。** |
| **(7)** | **自家用発電装置** | **自家用発電装置等の状況** | **燃料及び冷却水の漏洩の状況** | **目視により確認する。** | **燃料、冷却水及び空気管等の配管類の接続部等に漏洩等がないか点検する。  1)　燃料油系統配管 　内燃機関の燃料は、燃料小出槽（サービスタンク）→フィルター→燃料ポンプ→燃料噴射ポンプを経由して燃料室へ供給される。燃料の供給は原動機の回転数をガバナによって 　検出し、燃料調整軸を作動し、噴射量を調整している。  2)　冷却水系統配管 　原動機の冷却方式は、空冷式と水冷式に分けられる。 　水冷式にはラジエーター冷却方式、清水冷却方式、熱交換冷却方式 があり、ラジエーター冷却方式で冷却水に寒冷地対策として不凍液を使用している場合は、製造者の指定する不凍液を使用しているか、混合割合が適正か確認する。 　　また、清水冷却方式には使用した冷却水を放流する放流式、循環使用する水槽循環式及びクーリングタワー式（冷却塔式）がある。** | **配管の接続部等に漏洩等があること。** |
| **(8)** | **計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況** | **目視により確認する。** | **1)　発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ~~類~~等に指示不良又は損傷がないこと。 2)　自家用発電装置の運転中、発電機盤、自動制御盤等の運転表示ランプ類に不点灯等の故障がないこと。** | **発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。** |
| **(9)** | **自家用発電装置** | **自家用発電装置等の状況** | **自家用発電装置の取付けの状況** | **目視又は触診により確認する。** | **1)　発電機、原動機を含め発電装置本体は、基礎又は架台に堅固に据付けしてあるか点検する。 　基礎、架台に関しては、次の事項を点検する。 　① 基礎部分のコンクリートには、大きな亀裂や浮き上がりがないこと。 　② 架台、アンカーボルトには、変形や著しい腐食がないこと。またナットの締付けは緩んでないこと。 2)　屋外設置の発電装置の本体に著しい腐食がないか点検する。 3)　保守点検のために発電装置の周囲には、おおむね６０㎝以上の空間が取られているか点検する。** | **基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。** |
| **(10)** | **自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）** | **室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。** | **1)　給排気が十分に行われ、自家用発電装置室の室内温度が４０℃を超えていないこと。**  **2)　自家用発電装置室内の給排気ファンが単独または発電機の運転と連動して運転されていること。** | **給排気が十分でなく室内温度が摂氏40度を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。** |
| **(11)** | **接地線の接続の状況** | **目視により確認する。** | **発電機本体、配電盤の接地端子部分の接地線の緩み、又は著しい腐食がないか点検する。** | **接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。** |
| **(12)** | **絶縁抵抗** | **絶縁抵抗計により測定する。** | **自家用発電装置の絶縁抵抗の測定結果が電気設備技術基準省令第５８条の規定値以下であることを確認する。** | **測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第58条の規定値を下回っていること。** |
| **(13)** | **自家用発電装置** | **自家用発電装置の性能** | **電源の切替えの状況** | **作動の状況を確認する。** | **常用の電源（商用電源）から予備電源（自家用発電装置電源）への切替えが、正常に行なえるか点検する。**  **※常用の電源と予備電源の切替えについて 電源の切替は、変圧器の1次側で切替る高圧切替と変圧器の2次側で切替る低圧切替がある。**  **常用の電源（商用電源）と予備電源（自家用発電装置電源）の並列運転は、一般的には行なわないのが原則であり、常用の電源の遮断器と自家用発電装置用遮断器は同時に投入されないよう、電気的又は機械的インターロックが施されている。 　切替の点検は、電気図面をよく調べ、停電検出リレー等により行なうが、制御回路のみの操作による場合は電気事故の発生も考えられるので、必ず停電検出に係る遮断器を遮断して行なうこと。 　なお、高圧切替の点検は、自主検査記録等を確認することにより省略するものとする。 注)　インターロックとは常用の電源と予備電源が同時に投入されると電気事故の発生のおそれがあるので、一方の電源が入っているとき他方の電源が入らないことをいう。** | **予備電源への切替えができないこと。** |
| **(14)** | **始動の状況** | **作動の状況を確認する。** | **1)　自家用発電装置の始動は、空気始動及びセル始動により正常に行えること。 2)　自家用発電装置の電圧が始動から４０秒以内に確立すること。** | **空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から40秒以内に確立しないこと。** |
| **(15)** | **自家用発電装置** | **自家用発電装置の性能** | **運転の状況** | **目視、聴診又は触診により確認する。** | **1)　電動機による排煙機の運転中、電動機、排煙機本体等に異常音、異常な振動、異常な加熱がないか点検する。 2)　エンジン（内燃機関）に「よる排煙機の運転中、排煙機本体等に異常音、異常な振動、異常な加熱がないか点検する。 3)　エンジン（内燃機関）から燃料油、潤滑油の漏洩がないか点検する。** | **運転中に異常な音、異常な振動等があること。** |
| **(16)** | **排気の状況** | **目視により確認する。** | **1)　自家用発電装置の運転中、排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがないか点検する。 2)　排気管の末端部分に鳥の巣等又は障害物がないか点検する。** | **排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。** |
| **(17)** | **コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況** | **作動の状況を確認する。** | **コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の運転中に異常音、異常な振動、異常な加熱がないこと。** | **運転中に異常な音又は異常な振動があること。** |
| **(18)** | **直結エンジン** | **直結エンジンの外観** | **直結エンジンの設置の状況** | **目視又は触診により確認する。** | **1)　電動機、エンジンを含め排煙機本体は、基礎又は架台に堅固に据付けてあること。 2)　基礎、架台に関しては、下記事項を点検する。 　① 基礎部分のコンクリートには、大きな亀裂や浮き上がりがないこと。 　② 架台、アンカーボルトには、変形や著しい腐食がないこと。またナットの締付けは緩んでいないこと。 3)　屋外設置の排煙機については、腐食状況を丁寧に点検する。 4)　保守点検のために排煙機の周囲は、おおむね60cm以上の空間が取られていること。また排煙機本体の周囲には、可燃物等が置かれていないこと。 5)　屋内設置の場合は、室内の換気が十分に行なわれていること。 6)　屋内設置の場合は、電気配線、換気風道等の防火区画貫通措置が適正であること。** | **据付けが堅固でないこと、アンカーボルト等に著しい腐食があること又は換気が十分でないこと。** |
| **(19)** | **直結エンジン** | **直結エンジンの外観** | **燃料油、潤滑油及び冷却水の状況** | **目視により確認する。** | **1)　燃料油または冷却水の貯蔵量は、３０分間以上の連続運転に必要とされる量が確保されていること。 2)　潤滑油は、機器（レベルゲージ等）に表示された適正な範囲内の量があること。 3)　燃料油、潤滑油、冷却水等の漏洩がないこと。** | **燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が足りず30分間以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。** |
| **(20)** | **セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況** | **目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。** | **1)　セル始動用蓄電池の電圧を測定し、定格電圧（２４Vまたは１２V）以上であること。 2)　セル始動蓄電池の電解液量は、機器に表示された適正量があること。 3)　セル始動用蓄電池と電気ケーブルとの接続部に緩み、漏液による変色等がないこと。** | **電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。** |
| **(21)** | **計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況** | **目視により確認する。** | **1)　制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良または損傷等がないこと。 2)　直結エンジンの運転中（商用電源及びエンジン（内燃機関）による運転）、制御盤等の運転表示ランプ類に不点灯等の故 　障がないことを確認する。** | **制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。** |
| **(22)** | **給気部及び排気管の取付けの状況** | **目視により確認する。** | **1)　給気管、排気管、消音器等に変形、損傷、き裂等がないこと。 2)　防火区画等の貫通部に変形、損傷等がないこと。** | **変形、損傷、き裂等があること。** |
| **(23)** | **Vベルト** | **目視又は触診により確認する。** | **1)　Vベルトに損傷、変形、著しい摩耗等がないこと。 2)　Vベルトの張り具合（たわみ量が大きいこと）が適正でないこと。** | **ベルトに損傷若しくはき裂があること又はたわみが大きいこと。** |
| **(24)** | **接地線の接続の状況** | **目視により確認する。** | **接続部に緩み又は著しい腐食がないこと。** | **接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。** |
| **(25)** | **絶縁抵抗** | **絶縁抵抗計により測定する。** |  | **測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条の規定値を下回っていること。** |
| **(26)** | **直結エンジン** | **直結エンジンの性能** | **始動及び停止並びに運転の状況** | **目視、聴診又は触診により確認する。** | **直結エンジンが正常に作動し停止すること、排煙口の開放と連動して作動することを確認する。**  **１）直結エンジン（排煙機）の機能確認は、原則として、次の方法により行なうこと。**  **① 防煙区画の排煙口を開放し、電動機により**  **排煙機を起動する。　　 ② 常用電源を遮断し、同時にエンジン（内燃**  **機関）が起動することを確認する。　　　　　　 ③ 定格運転後、排煙機の煙排出口の風量測定**  **を行い、排煙機の規定排煙量が確保されているか確認する。 または防煙区画の排煙口の風量測定結果（排煙機の規定風量に見合う合計風量をいう）により排煙機の規定風量が確保されているか確認する。**  **④ エンジン（内燃機関）による運転時に排煙機の回転数を回転速度計により測定し、排煙機の基本性能から排煙機の規定排煙量が確保されているか確認する。**  **⑤　エンジン（内燃機関）が正常に停止することを確認する。**  **2)　電動機（モーター）による排煙機の運転中、電動機、排煙機本体に異常音、異常な振動、異常な過熱がないことを確認する。**  **3)　エンジン（内燃機関）による排煙機の運転中、排煙機本体等に異常音、異常な振動、異常な過熱がないことを確認する。**  **4)　エンジン（内燃機関）から燃料油、潤滑油の漏洩がないことを確認する。** | **正常に作動若しくは停止できないこと、排煙口の開放と連動して直結エンジンが作動しないこと又は運転中に異常な音、異常な振動等があること。** |

**次の表の左欄に掲げる項目については、それぞれ同表の右欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。**

|  |  |
| --- | --- |
| **1(9)、(18)、(20)、(37)、(39)及び(49)並びに2(24)** | **前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録** |
| **1(2)、(4)、(6)から(8)まで、(10)、(12)から(14)まで、(16)、(19)、(21)、(22)及び(27)、2(1)から(4)まで、(6)から(8)まで、(10)、(12)、(13)、(16)から(20)まで及び(26)から(28)まで、3(2)、(3)、(5)及び(6)並びに4(3)から(8)まで及び(10)から(17)まで** | **前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録** |

| **番号** | **(い)点検項目** | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **1** | **照明器具** | | | | |
| **(1)** | **非常用の照明器具** | **使用電球、ランプ等** | **目視により確認する。** | **非常用の照明器具は、耐熱性及び即時点灯性を有するものであることを確認する。** | **昭和45年建設省告示第1830号第1第1号の規定に適合しないこと。** |
| **(2)** | **照明器具の取付けの状況** | **目視及び触診により確認する。** | **照明器具は天井その他取付け部に正しく固定されていることを確認する。**  **予備電源内蔵コンセント型照明器具の場合は、差込プラグが壁等に固定されたコンセントに直接接続されており、延長コード、テーブルタップなどを使用していないことを確認する。** | **天井その他の取付け部に正しく固定されていないこと又は予備電源内蔵コンセント型照明器具である場合は、差込みプラグが壁等に固定されたコンセントに直接接続されていないこと若しくはコンセントから容易に抜ける状態であること。** |
| **2** | **電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置** | | | | |
| **(1)** | **予備電源** | **予備電源への切替え及び器具の点灯の状況** | **作動の状況を確認する。** | **常用の電源が瞬時遮断され、同時に予備電源に切替わり点灯することを確認する。 1)　蓄電池内蔵形器具の切替え点灯確認 　点検用スイッチ（停電検出）を切ることで常用の電源が瞬時遮断され、同時に蓄電池点検回路に切替り蓄電池にて点灯する  こと。 2)　電源別置形器具の切替え点灯確認 　①階別ゾーニングの場合 　　各階に設置してある常用分電盤の常用の電源を遮断することにより不足電圧継電器が作動し、非常照明用分電盤の電磁接触器が自動投入して非常用照明器具が点灯する。この回路構成における予備電源回路は、常時給電され階別ゾーニングがとれているものが対象である。 　②全館一括の場合 電気室の低圧幹線から不足電圧継電器により停電を検出し、全館一括して非常用照明が点灯する方式の回路構成の場合は、電気室の蓄電池盤の各階ゾーニングで、一担全体　　を切にして、個々のスイッチを入れて確認する。** | **昭和45年建設省告示第1830号第3第2号又は第3号の規定に適合しないこと。** |
| **(1)** | **予備電源** |  |  | **この場合、不足電圧継電器の位置を電気図面等により調べ予備電源回路への切替を点検すること。 （同種の点検を直流電源設備点検等の際に実施しているときは、報告書等で作動が良好あることが確認できれば点検に代えてよい）** |  |
| **(2)** | **照度** | **照度の状況** | **避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定する。** | **３０分点灯後の水平照度が、常温下で床面において１ｌｘ（蛍光灯を用いる場合にあっては２ｌｘ）以上あることを確認する。** | **昭和45年建設省告示第1830号第4の規定に適合しないこと。** |
| **(3)** | **分電盤** | **非常用電源分岐回路の表示の状況** | **目視により確認する。** | **電源別置形非常用照明器具の非常用分電盤の分岐回路に非常用の照明装置である旨の表示があること。** | **非常用の照明装置である旨の表示がないこと。** |
| **(4)** | **配線** | **配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）** | **目視又は触診により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。** | **配電管等が防火区画を貫通している場合は、当該管と防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋められていることを確認する。**  **配電管等は面積区画、異種用途区画、高層区画、竪穴区画、スパンドレル、防火壁、防火上主要な間仕切壁等を貫通する場合、区画されたパイプシャフト等の中にある場合を除き、次のいずれかに適合することを確認する。**  **1)　貫通する部分及び貫通する部分からそれぞれ両端１ｍ以内の距離にある部分が不燃材料で造られていること。**  **2)　配電管の材質が難燃材料又は硬質塩化ビニルで、「平成１２年建設省告示代１４２２号」に規定する外径未満のもの。**  **3)　防火性能に関して国土交通大臣の認定を取得した材料であること。** | **令第112条第20項又は令第129条の2の4第1項第7号の規定に適合しないこと。** |
| **3** | **電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置** | | | | |
| **(1)** | **配線** | **照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）** | **目視により確認する。** | **隠蔽部分及び埋設部分以外の部分において、電源別置形の照明器具の口出線と電気配線は直接接続されれおり、その途中にコンセント・スイッチその他これに類するものはないこと。また、、劣化がないことを点検する。** | **昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと。** |
| **(2)** | **電気回路の接続の状況** | **目視により確認するとともに、必要に応じて回路計により測定する。** | **1)　電源別置形の電気配線は、他の電気回路（電源又は誘導灯に接続する部分を除く）に接続していないことを確認する。**  **2)　電源別置形の電気配線に、一般のものが容易に電源を遮断できる開閉器を設けていないことを確認する。** | **昭和45年建設省第1830号第2の規定に適合しないこと。** |
| **(3)** | **接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況** | **目視により確認する。** | **接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理が適切であることを確認する。** | **昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと。** |
| **(4)** | **予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）** | **目視により確認する。** | **電気配線は、耐火構造の主要構造部に埋設した敗戦、次の１）から４）でのいずれかに該当する敗戦又はこれらと同等以上に防火措置をこうじたものであることを確認する。**  **1)　下地を不燃材料で造り、かつ、仕上げを不燃材料でした天井の裏面に鋼製電線管を用いて行う配線**  **2)　準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第9号の二ロに規定する防火設備で区画されたダクトスペースその他これに類する部分に行う配線**  **3)　裸導体バスダクト又は耐火バスダクトを用いて行う配線**  **4)　MIケーブルを用いて行う配線** | **昭和45年建設省告示第1830号第2第3号の規定に適合しないこと。** |
| **(5)** | **切替回路** | **常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況** | **作動の状況を確認する。** | **電源別置形器具では器具の内部に蓄電池（予備電源）はない。したがって、常用の電源が断たれた場合、電気室等に設置された切替装置により予備電源（蓄電池設備又は蓄電池設備＋自家用発電装置）に切替ることを点検する。 また、この常用の電源から予備電源への切替をするための停電検出継電器（リレー）の位置は、建築物の用途・規模等によって異なるので、あらかじめ電気図面を確認する必要がある。試験時には、停電検出リレーの電源を切り、停電状態にしてリレーの動作試験及び器具の点灯を点検する。 （同種の点検を直流電源設備点検等の際に実施しているときは、報告書等で作動が良好であることが確認できれば点検に代えてよい）** | **昭和45年建設省告示第1830号第3の規定に適合しないこと。** |
| **(6)** | **蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況** | **作動までの時間を確認する。** | **1)　不足電圧継電器の動作により、蓄電池設備及び自家発電 装置の個々の動作時間が正しく機能していることを点検する。2)　不足電圧継電器の動作により、蓄電池設備から非常用照明　器具に点灯し、タイムラグを取り、自家用発電装置に切替えら　れて、点灯することを点検する。3)　常用電源が断たれた時に自動的に切替えられて接続され、　かつ、常用の電源が復旧した場合に自動的に切替えられて　復帰することを点検する。** | **昭和45年建設省告示第1830号第3の規定に適合しないこと。** |

| **番号** | **(い)点検項目** | | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **4** | **電池内蔵形の蓄電池** | | | | | |
| **(1)** | **配線及び充電ランプ** | | **充電ランプの点灯の状況** | **目視により確認する。** | **点検スイッチを切替えて、充電表示ランプ（モニターランプ）緑色が点灯することを点検する。 ・充電表示ランプの点検について 電池内蔵形器具には、通常充電表示ランプ（モニターランプ）が取付けられている。蓄電池充電中は、発光ダイオードによる緑色のランプが点灯している。停電時や点検スイッチを引いた時にバッテリー不足等により、不点灯となる。 　点検スイッチは、点検時に供給電源を遮断しなくてもよいように設けられている。点検後、ひもは引戻した時に確実に戻ること。** | **点滅スイッチを切断しても充電ランプが点灯しないこと。** |
| **(2)** | **誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況** | **目視により確認する。** | **消防法に基づく誘導灯と兼用する非常用の照明装置の電気回路に、他の電気回路を接続していないことを確認する。**  **消防法の階段通路誘導灯は、法による非常用の照明装置と兼用している場合に限り、検査の対象となる。** | **昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと。** |
| **5** | **電源別置形の蓄電池** | | | | | |
| **(1)** | **蓄電池** | **蓄電池等の状況** | **蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況** | **目視により確認する。** | **防火区画（準耐火構造）の床若しくは壁等において配電管等の貫通部分の処理について、防火区画との隙間がモルタルその他の不燃材料で埋められていることを確認する。**  **また、貫通する部分及び貫通する部分からそれぞれ両側に1ｍ以内の距離にある部分が不燃材料で造られていることを確認する。** | **令第112条第20項若しくは第21項又は令第129条の2の4第1項第7号の規定に適合しないこと。** |

| **番号** | **(い)点検項目** | | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **(2)** | **蓄電池** | **蓄電池等の状況** | **蓄電池室の換気の状況** | **室内の温度を温度計により測定する。** | **給排気状態が十分で、室内温度が40℃以下であることを確認する。**  **蓄電池室の換気は、充電時に発生する爆発性ガス（水素ガス）の集積除去及び蓄電池の性能、寿命を確保するため必要であるが、第1回目の点検においては、機械換気設備によるものは設計図書等により必要換気量を確認し、風量測定を行う。特に異常がないと判断される場合は、次回の検査から換気設備の動作確認のみを行い、風量の測定は省略できるものとする。** | **室温が摂氏40度を超えていること。** |
| **(3)** | **蓄電池の設置の状況** | **目視又は触診により確認する。** | **変形、損傷、腐食、液漏れ等がないことを点検する。 開放形蓄電池室の蓄電池の取付け状態においては、架台及び固定など劣化していないこと。 キュービクル設置の蓄電池設備においては、据付金具等が腐食していないこと。 ※非常用の照明装置の予備電源として用いられる蓄電池の点検に当たっては、点検対象建築物に設置されている蓄電池の種類、構造及び特性を十分理解して行なわなければならない。 　特に、蓄電池を含む直流電源装置は、技術の進歩が著しいので製造者の取扱説明書を熟読する必要がある。現在、用いられている蓄電池には大別して鉛蓄電池とアルカリ蓄電池がある。 また、極板形式、排気構造（ベント形及び制御弁式）により分類できる。** | **変形、損傷、腐食、液漏れ等があること。** |
| **(4)** | **蓄電池の性能** | **電圧** | **電圧計により測定する。** | **電圧が正常であるか点検する。  専用の電圧計を用いて、アルカリ蓄電池では、1.5V目盛りで測定し、鉛蓄電池では、3.0V用目盛りで、測定確認する。** | **電圧が正常でないこと。** |
| **(5)** | **蓄電池** | **蓄電池の性能** | **電解液比重** | **比重計により測定する。** | **電解液比重が適正であるか点検する。  比重計によって電解液を一時的に吸込比重測（スポイト等）で採取して、計器の浮き子が基準値の範囲内に入っていること。また、確認後は、採取した電解液を元に戻すこと。** | **電解液比重が適正でないこと。** |
| **(6)** | **電解液の温度** | **温度計により測定する。** | **充電中に電解液の温度が45℃以上になっていないか点検する。** | **電解液の温度が摂氏45度を超えていること。** |
| **(7)** | **充電器** | **充電器室の防火区画等の貫通措置の状況** | **目視により確認する。** | **防火区画（準耐火構造）の床若しくは壁等において配電管等の貫通部分の処理について、防火区画との隙間がモルタルその他の不燃材料で埋められていることを確認する。また、貫通する部分及び貫通する部分からそれぞれ両側に1ｍ以内の距離にある部分が不燃材料で造られていることを確認する。** | **令第112条第20項若しくは第21項又は令第129条の2の4第1項第7号の規定に適合しないこと。** |
| **(8)** | **キュービクルの取付けの状況** | **目視又は触診により確認する。** | **1)　キュービクルが堅固に取付けられているか点検する。 2)　キュービクル式の充電器及び自家用発電装置の場合は、その内部にごみやほこりが集積していないか点検する。 3)　屋外キュービクル式の充電器及び自家用発電装置の場合、雨による外板部分に錆はないか点検する。 4)　屋外キュービクル式の充電器及び自家用発電装置の基礎部分のアンカーボルト等に腐食等がないか点検する。** | **取付けが堅固でないこと。** |

| **番号** | **(い)点検項目** | | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **6** | **自家用発電装置** | | | | | |
| **(1)** | **自家用発電装置** | **自家用発電装置等の状況** | **自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況** | **目視により確認する。** | **電器配線及び換気風道（ダクト）等の防火区画貫通措置に欠損又は脱落がないか点検する。** | **令第112条第20項若しくは第21項又は令第129条の2の4第1項第7号の規定に適合しないこと。** |
| **(2)** | **発電機の発電容量** | **予備電源の容量を確認する。** | **1)　自家用発電装置に接続される非常用の照**  **明設備・排煙設備の合計の負荷容量に比べ、**  **自家用発電装置の出力容量のほうが大きいこ**  **とを確認する。**  **2)　自家用発電装置により、防災設備が30分**  **以上運転できることを確認する。** | **自家用発電装置の出力容量が少なく、防災設備を30分以上運転できないこと。** |
| **(3)** | **発電機及び原動機の状況** | **目視又は触診により確認する。** | **1)　発電機及び原動機の端子部の締付けが堅固であるか点検する。 2)　発電機及び原動機の配管又は配線・計器類に破損及び取付け不備等がないか点検する。 3)　計器盤又は制御盤の表示ランプは点灯するか点検する。 4)　原動機又は燃料タンクの周囲に油漏れ等がないか点検する。** | **端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。** |
| **(4)** | **燃料油、潤滑油及び冷却水の状況** | **目視により確認する。** | **1)　燃料タンク及び冷却水槽の貯蔵量は、原動機の３０分以上の連続運転に必要な量があること。 2)　原動機の潤滑油は、機器に表示された適正な範囲内の量があること。** | **燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく30分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。** |
| **(5)** | **始動用の空気槽の圧力** | **圧力計を目視により確認するとともに、聴診により確認する。** | **始動用の空気槽の充填圧力が規定の圧力目盛りを指示しているか確認する。また、予備槽の充填圧力も同様に規定の圧力目盛りを指示しているか確認する。** | **空気槽の自動充気圧力が、高圧側で2.2から2.9メガパスカル、低圧側で0.7から1.0メガパスカルに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと。** |

| **番号** | **(い)点検項目** | | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **(6)** | **自家用発電装置** | **自家用発電装置等の状況** | **セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況** | **目視により確認するとともに蓄電池電圧を電圧計により測定する。** | **1)　セル用蓄電池の電解液量は、機器に表示された適正量があるか点検する。**  **2)　セル始動用蓄電池と電気ケーブルとの接続部に緩み、漏液による変色等がないか点検する。**  **① 電解液の液面位を点検する。**  **② 管理基準**  **全セルの電解液面が最高液面線と最低液面線の中間の範囲にあること。ただし、ベント形（触媒栓付）鉛蓄電池の補助電極式の場合は、極板上縁より10mm以上の位置にあること。**  **（ア）電解液面は全セルが、およそ同一レ**  **ベルにあればよい。特定のセルのみ**  **が減少している場合は、その液面が**  **最低液面以上にあっても一応異常と**  **考える。**  **（イ）電解液面が、およそ同一レベルにあ**  **っても、液面が最高液面から最低液**  **面に低下するまでの期間が2ヶ月以**  **内であれば異常と考えられる。**  **③ 電解液の減少について**  **（ア）ベント形（触媒栓無）の場合**  **電解液は蒸発と水の電気分解により減少する。電解液の減少速度は、蓄電池の充電状態の判断材料となり、その減少が非常に少ないときは、蓄電池が十分充電されていないことが考えられ、また、減少が多いときは、蓄電池の過充電が考えられる。このような場合は、充電電圧の調整が必要となる。**  **（イ）ベント形（触媒栓付）の場合**  **電解液は触媒栓の働きによって長時間にわたり補水する必要がない。しかし、極めて長期にわたる使用によって又は何らかの原因で、電解液が** | **電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。** |
| **(6)** | **自家用発電装置** | **自家用発電装置等の状況** |  |  | **最低液面線まで低下した場合は、精製水を補充し、最低液面線より下がらないようにする。** |  |
| **(7)** | **燃料及び冷却水の漏洩の状況** | **目視により確認する。** | **燃料、冷却水及び空気管等の配管類の接続部等に漏洩等がないか点検する。**  **1)　燃料油系統配管**  **内燃機関の燃料は、燃料小出槽（サービスタンク）→フィルター→燃料ポンプ→燃料噴射ポンプを経由して燃料室へ供給される。燃料の供給は原動機の回転数をガバナによって検出し、燃料調整軸を作動し、噴射量を調整している。**  **2)　冷却水系統配管**  **原動機の冷却方式は、空冷式と水冷式に分けられる。**  **水冷式にはラジエーター冷却方式、清水冷却方式、熱交換冷却方式があり、ラジエーター冷却方式で冷却水に寒冷地対策として不凍液を使用している場合は、製造者の指定する**  **不凍液を使用しているか、混合割合が適正か確認する。**  **また、清水冷却方式には使用した冷却水を放流する放流式、循環使用する水槽循環式及びクーリングタワー式（冷却塔式）がある。** | **配管の接続部等に漏洩等があること。** |
| **(8)** | **計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況** | **目視により確認する。** | **1)　発電機盤、自動制御盤等の計器類（回転計、油圧計、電圧計、電流計、周波数計、水温計及び油温計）、スイッチ類等に指示不良又は損傷等がないか点検する。 2)　自家用発電装置の運転中、発電機盤、自動制御盤等の転表示ランプ類に不点灯等の故障がないか点検する。 3)　各制御機器の表示ランプが、適正に点灯するか点検する。** | **発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプが点灯しないこと。** |
| **(9)** | **自家用発電装置** | **自家用発電装置等の状況** | **自家用発電装置の取付けの状況** | **目視又は触診により確認する。** | **1)　発電機、原動機を含め発電装置本体は、基礎又は架台に堅固に据付けてあるか点検する。 　① 基礎部分のコンクリートには、大きな亀裂や浮き上がりがないこと。 　② 架台、アンカーボルトには、変形や著しい腐食がないこと。また、ナットの締付けは緩んでいないこと。 2)　屋外設置の発電装置の本体に著しい腐食がないか点検する。 3)　保守点検のために発電装置の周囲は、おおむね60cm以上の空間が取られているか点検する。** | **基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。** |
| **(10)** | **自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）** | **室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。** | **1)　給排気状態が十分でなく、室内温度が摂氏４０℃を超えないか点検する。 2)　開放式発電機室の給排気設備については、発電機と連動して給排気ファンが運転されるか点検する。** | **給排気状態が十分でなく室内温度が摂氏40度を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。** |
| **(11)** | **接地線の接続の状況** | **目視により確認する。** | **発電機本体、配電盤の接地端子部分の接地線の緩み、又は著しい腐食がないか点検する。** | **接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。** |
| **(12)** | **自家用発電装置** | **自家用発電装置等の状況** | **絶縁抵抗** | **絶縁抵抗計により測定する。** | **使用電圧が低圧の電路の電線相互間及び電路と大地との間の絶縁抵抗は、開閉器又は過電流遮断機で区切ることのできる電路ごとに、下表の左欄に掲げる電路の使用電圧の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値以下であること。**   |  |  |  | | --- | --- | --- | | **回路電圧** | | **絶縁抵抗値** | | **300V以下** | **対地電圧（接地式電路において電線と大地との間の電圧、非接地式電路においては電線間の電圧をいう。）が150V以下の場合** | **0.1MΩ** | | **その他の場合** | **0.2MΩ** | | **300Vを超えるもの** | | **0.4MΩ** | | **測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条の規定値を下回っていること。** |
| **(13)** | **自家用発電装置の性能** | **電源の切替えの状況** | **作動の状況を確認する。** | **常用の電源（商用電源）から予備電源（自家用発電装置電源）への切替えが、正常に行なえるか点検する。**  **※常用の電源と予備電源の切替えについて 電源の切替は、変圧器の1次側で切替る高圧切替と変圧器の2次側で切替る低圧切替がある。常用の電源（商用電源）と予備電源（自家用発電装置電源）の並列運転は、一般的には行なわないのが原則であり、常用の電源の遮断器と自家用発電装置用遮断器は同時に投入されないよう、電気的又は機械的インターロックが施されている。切替の点検は、電気図面をよく調べ、停電検出リレー等により行なうが、制御回路のみの操作による場合は電気事故の発生も考えられるので、必ず停電検出に係る遮断器を遮断して行なうこと。なお、高圧切替の点検は、自主検査記録等を確認** | **予備電源への切替えができないこと。** |
| **(13)** | **自家用発電装置** | **自家用発電装置の性能** |  |  | **することにより省略するものとする。 注)　インターロックとは常用の電源と予備電源が同時に投入されると電気事故の発生のおそれがあるので、一方の電源が入っているとき他方の電源が入らないことをいう。** |  |
| **(14)** | **始動の状況** | **作動の状況を確認する。** | **自家用発電装置の始動は、空気始動及びセル始動により正常に行なえるか点検する。  ① 自家用発電装置の始動・停止 　建築基準法では、非常時における自家用発電装置の手動始動は認めていない。自動始動及び負荷運転の自主点検記録等のあるものについては点検を省略できるが、自主点検記録があっても保守員が常駐していない場合には、手動運転にて自家用発電装置の電圧確立まで運転（無負荷運転）を行なうものとする。  ② 発電機盤、自動始動盤の状態 　発電機盤は、発電機が高圧低圧により構成機器が異なり、その主たる部分は発電機に係る計器、遮断器等の電気機器で構成されるのに対し、自動始動盤は、主として原動機の運転停止に係る機器で構成される。 　小容量の自家用発電装置の場合は、自動始動発電機盤と両者一体の盤構成となっている例が多い。また、セル始動用蓄電池設備がある場合は、直流電源装置盤（充電器及び蓄電池）として列盤となっている例が多い。　なお、燃料移送ポンプ用電動機、冷却水ポンプ用電動機等の各種の電動機補機盤が別に設けられているのが一般的である。 点検時においては、所定の電圧及び周波数が発生しているか、切替スイッチ等の取付状態、表示灯に球切れはないか等に注意して点検する。** | **空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から40秒以内に確立しないこと。** |
| **(15)** | **自家用発電装置** | **自家用発電装置の性能** | **運転の状況** | **目視、聴診又は触診により確認する。** | **自家用発電装置の運転時に取付部分の異常な振動及び波動音等が発生していないか点検する。** | **運転中に異常な音、異常な振動等があること。** |
| **(16)** | **排気の状況** | **目視により確認する。** | **1)　自家用発電装置の運転中、排気管、消音器及び吊りボルト等の変形、損傷、き裂による排気漏れがないか点検する。  2)　排気管の末端部分に鳥の巣又は障害物がないか点検する。** | **排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。** |
| **(17)** | **コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況** | **作動の状況を確認する。** | **コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の運転中に異常音、異常な振動、異常な過熱がないか点検する。** | **運転中に異常な音、異常な振動等があること。** |

**5(2)から(6)まで並びに6(3)から(8)まで及び(10)から(17)までについては、前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。**

| **番号** | **(い)点検項目** | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **1** | **飲料用の配管設備及び排水設備** | | | | |
| **(1)** | **飲料用配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）** | **配管の取付けの状況** | **目視により確認する。** | **配管は、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して安全上支障がない構造とし、架台等（支持構造部材等）に堅固に取付けられていることを確認する。** | **平成12年建設省告示第1388号第4第1号の規定に適合しないこと。** |
| **(2)** | **配管の腐食及び漏水の状況** | **目視により確認する。** | **1)　配管に著しい腐食及び配管から漏水がないこと。 2)　配管の継手部分（エルボ、フランジ等の部分）の不具合による漏水がないこと。** | **配管に腐食又は漏水があること。** |
| **(3)** | **配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況** | **目視により確認する。** | **建築物の部分を貫通して配管する場合においては、当該管通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置が取られていることを確認する。** | **平成12年建設省告示第1388号第4第2号の規定に適合しないこと。** |
| **(4)** | **継手類の取付けの状況** | **目視により確認する。** | **管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合においては、伸縮継手又は加撓継手を設ける等有効な損傷防止のための措置が取られていること。また、継手類が堅固に取付けられていることを確認する。** | **平成12年建設省告示第1388号第4第3号の規定に適合しないこと。** |
| **(5)** | **保温措置の状況** | **目視により確認する。** | **1)　配管は、水質、温度その他特性に応じて安全上、防火上及び衛生上支障のない構造となっていることを確認する。**  **2)　給水管の凍結による破壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置が取られていることを確認する。** | **令第129条の2の4第1項第5号又は第2項第4号の規定に適合しないこと。** |

| **番号** | **(い)点検項目** | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **(6)** | **飲料用配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）** | **防火区画等の貫通措置の状況** | **目視により確認する。** | **1)　構造耐力上主要な部分を貫通して配管している場合は、建築物の構造耐力上支障を生じさせていないことを確認する。**  **2)　配管が防火区画等（令第112条第15項の準耐火構造の防火区画、第113条第12項の防火壁、第114条第1項の界壁、同条第2項の間仕切壁又は同条第3項若しくは第4項の隔壁）を貫通している場合には、火災が発生した場合に配管経路による延焼を防止する必要性から、次に示すいずれかの構造に適合するものであることを確認する。**  **①　貫通する部分及び貫通する部分からそれぞれ両端1m以内の距離にある部分が不燃材料で造られていること。**  **②　配管の材質が難燃材料又は硬質塩化ビニール間で、管の外径が平成12年建設省告示第1422号の表の数値未満であること。**  **③　防火性能に関して国土交通大臣の認定をうけたものであること。** | **令第129条の2の4第1項第2号又は第7号の規定に適合しないこと。** |
| **(7)** | **配管の支持金物** | **目視により確認する。** | **1)　配管の支持金物は、風圧，土圧及び水圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して安全上支障のない構造であることを確認する。**  **2)　管を支持し、又は固定する場合にいおいては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の振動及び衝撃の緩和のための措置が講じられていることを確認する。** | **平成12年建設省告示第1388号第4第1号又は第4号の規定に適合しないこと。** |

| **番号** | **(い)点検項目** | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **(8)** | **飲料用配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）** | **飲料水系統配管の汚染防止措置の状況** | **目視により確認する。** | **1)　飲料水の配管設備（これと給水系統を同じくする配管設備を含む。）とその他の配管設備とは、直接連結（クロスコネクションという。）されていないことを確認する。**  **2)　水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあっては、これらの設備のあふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つ等、有効な水の逆流防止のための措置が講じられていることを確認する。** | **令第129条の2の4第2項第1号又は第2号の規定に適合しないこと。** |
| **(9)** | **止水弁の設置の状況** | **目視により確認する。** | **給水立て主管からの分岐管等主要な分岐管には、分岐店に近接した部分で、かつ、操作うを容易に行うことができる部分に止水弁が設けられていることを確認する。** | **昭和50年建設省告示第1597号第1第1号ロの規定に適合しないこと。** |
| **(10)** | **ウォーターハンマーの防止措置の状況** | **目視により確認する。** | **ウォーターハンマー（水撃作用）が生ずるおそれのある場合においては、エアチャンバーを設ける等有効なウォーターハンマー防止のための措置が講じられていることを確認し、ウォーターハンマーが起きていないかヒアリングし、実際に水栓の急閉止等を行って点検する。** | **昭和50年建設省告示第1597号第1第1号イの規定に適合しないこと。** |
| **(11)** | **給湯管及び膨張管の設置の状況** | **目視により確認する。** | **給湯管又は膨張管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等の有効な地震その他の振動及び衝撃の緩和のための措置が講じられていることを確認する。** | **平成12年建設省告示第1388号第4第4号の規定に適合しないこと。** |
| **2** | **飲料用の配管設備及び排水設備** | | | | |
| **(1)** | **飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ** | **給水タンク等の設置の状況** | **目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。** | **1)　給水タンク又は貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）が建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設けられている場合においては、次の措置が講じられていることを確認する。**  **①外部から、給水タンク等の天井、底又は周壁の保守点検を容易、かつ、安全に行うことができるように設けられていることを確認する。給水タンクの場合、保守点検用の寸法が、周囲、下面で６０cm以上、上部で１００cm以上確保されていることを確認する。**  **②給水タンク等の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用していないことを確認する。**  **③給水タンク等の内部には飲料水の配管設備以外の配管設備が設けられていないことを確認する。**  **④内部の保守点検を容易、かつ、安全に行うことができる位置に、次に定める構造としたマンホールが設けられていることを確認する。なお、マンホールの蓋は密閉式（防水型）、二重蓋等を用い、給水タンク内の水を汚染させない構造とすることが望ましい。また、給水タンク等は、みだりに開閉できないように施錠できるものとする。**  **a）内部が常時加圧される構造の給水タンク等（以下「圧力タンク等」という。）に設ける場合を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らないように有効に立ち上げること。** | **昭和50年建設省告示第1597号第1第2号イ又はロの規定に適合しないこと。** |
| **(1)** | **飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ** |  |  | **b）直径６０㎝以上の円が内接することができるものとすること。ただし、外部から内部の保守点検を容易、かつ、安全に行うことができる小規模な給水タンク等にあっては、この限りでない。**  **⑤最下階の床下その他浸水によりオーバ**  **ーフロー管から水が逆流するおそれの**  **ある場所に給水タンク等を設置する場**  **合にあっては、浸水を容易に覚知する**  **ことができるよう浸水を検知し、警報**  **する装置の設置その他の措置を講じら**  **れていること。**  **⑥給水タンク等の上にポンプ、ボイラー、空気調和設備等の機器を設ける場合においては、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置が講じられていること。**  **2)　給水タンク等が１）以外の場所に設けら**  **れている場合においては、次の措置が講**  **じられていることを確認する。**  **①給水タンク等の底が地盤面下にあり、かつ、当該給水タンク等～くみ取り便所の便槽、し尿浄化槽、排水管（給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する排水管を除く）、ガソリンタンクその他衛生上有害な物の貯留又は処理に供する施設までの水平距離が５ｍ未満である場合においては、１）の①、③から⑤までに定めるところによること。**  **②　①以外の場合においては、１）の③から⑤までに定めるところによること。** |  |
| **(2)** | **飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ** | **給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況** | **目視により確認する。** | **給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等は、次の基準に適合することを確認する。**  **1)　通気管**  **圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造（防虫網等）の通気のための装置が有効に設けられていること。**  **ただし、有効容量が２㎥未満の給水タンク等については、この限りではない。**  **2)　水抜き管**  **保守点検等を行う最に、タンク内の水を排除できるよう給水タンク等の株に水抜き管が設けられていること。また、水抜き管の管端は一般排水に直接接続せず排水管との間に排水口空間が設けられていること。**  **3)　オーバーフロー管**  **圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管が設けられていること。**  **①オーバーフロー管には、給水タンク等にほこりその他衛生上有害なものが入らないために防虫網等が取り付けられていること。**  **②オーバーフロー管と排水管との間に排水口空間が設けられていること。** | **昭和50年建設省告示第1597号第1第1号又は第2号の規定に適合しないこと。** |
| **(3)** | **飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ** | **給水タンク等の腐食及び漏水の状況** | **目視により確認する。** | **給水タンク等で金属製のものにあっては、衛生上支障のないように有効な錆止めのための措置が講じられていること。**  **鋼板製のタンクは内外面の腐食防止のために防食塗装が必要である。給水タンクの内面塗装は衛生上支障のない塗料により塗装されていなければならない。一体型のものはエポキシ樹脂コーティングされたものが多い。塗装状態によってはピンホールや剥離が起き、腐食が発生することがある。 ステンレス鋼板製の場合は、タンク内部の水面上部気相部において水中の塩素が濃縮し腐食することがあるので、その部分を塗装する等の措置が必要である。また気相部を樹脂コーティングしたタンクもある。** | **令第129条の2の4第2項第5号の規定に適合しないこと。** |
| **(4)** | **給水用圧力タンクの安全装置の状況** | **作動の状況を確認する。** | **1)　圧力タンクには、安全弁、圧力計、圧力スイッチ等の安全装置が設けられていることを確認する。**  **2)　安全弁、圧力計、圧力スイッチ等が規定の圧力だ作動していることを点検する。** | **令第129条の2の4第1項第4号の規定に適合しないこと。** |
| **(5)** | **給水ポンプの運転の状況** | **水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。** | **1)　給水ポンプ運転中に以上な音、異常な振動、以上な過熱がないことを点検する。**  **2)　給水ポンプの圧力計の指示値、電動機の電流計の指示値は仕様書等に規定されている値以下であることを確認する。**  **3)　給水ポンプ停止時に配管が振動するようなウォーターハンマーが生じていないことえお点検する。** | **運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。** |
| **(6)** | **飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ** | **給水タンク及びポンプ等の取付けの状況** | **目視又は触診により確認する。** | **1)　給水タンク等、ポンプ、制御盤及び加圧給水装置等の支持構造部及び緊結金物（固定金物、ストッパー等をいう。）で腐食他派腐朽のおそれのあるものには、有効なさび止め又は防腐のための措置が講じられていることを確認する。また、支持構造部、緊結金物に発錆がないこと、アンカーボルトが埋め込まれているコンクリート基礎に劣化き裂がないことを併せて点検する。**  **2)　屋上から突出する給水タンク等その他これらに類するものは、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、建築物の構造耐力上主要な部分に、緊結されていることを確認する。** | **平成12年建設省告示第1388号第1又は第2の規定に適合しないこと。** |
| **(7)** | **給水タンク等の内部の状況** | **目視により確認する。** | **飲料水用給水タンク内に藻やほこり等衛生上有害なものがないことを点検する。** | **藻等の異物があること。** |

| **番号** | **(い)点検項目** | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **(8)** | **給湯設備（循環ポンプを含む。）** | **給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況** | **目視又は触診により確認する。** | **電気湯沸器、石油湯沸器等の給湯設備は、次の基準に適合していることを確認する。**  **1)　屋上から突出する給湯設備は、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、建築物の構造耐力上主要な部分に、緊結されていること。**  **2)　風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して安全上支障のない構造であること。この場合、満水時の総重量が１５㎏を超える給湯設備に係る地震に対して安全上支障のない構造は、以下のいずれかに該当するものであること。**  **①給湯設備の周囲に当該給湯設備の転倒、移動等により想定される衝撃が作用下場合においても著しい破壊が生じない丈夫な壁又は囲いを設ける場合その他給湯設備の転倒、移動等により人が危害を受けるおそれのない場合。**  **②①以外の場所で、底部を緊結する場合は、設置場所、運転質量、アスペクト比の区分ごとに平成１２年建設省告示第１３８８号第５の表に示すアンカーボルトの径及び本数であること。** | **平成12年建設省告示第1388号第2又は第5の規定に適合しないこと。** |
| **(9)** | **ガス湯沸器の取付けの状況** | **目視又は触診により確認する。** | **ガス湯沸器（給湯用ボイラー等）の設置場所・設置位置の安全性、防火上の離隔距離、保守点検が確保されているか、また腐食等の劣化が発生していないか確認する。腐食等の劣化腐食、漏水、ガス漏れはガス機器の劣化の兆候なので、設置業者、機器メーカー、ガス会社の点検を受けるよう助言する。** | **平成12年建設省告示第1388号第2又は第5の規定に適合しないこと又は引火性危険物のある場所及び燃焼廃ガスの上昇する位置に取り付けていること。** |
| **(10)** | **給湯設備の腐食及び漏水の状況** | **目視により確認する。** | **給湯設備本体に腐食又は漏水がないことを点検する。** | **本体に腐食又は漏水があること。** |

| **番号** | **(い)点検項目** | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **3** | **排水設備** | | | | |
| **(1)** | **排水槽** | **排水槽のマンホールの大きさ** | **目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。** | **排水層の内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置にマンホール（直径６０㎝以上の円が内接することができるものに限る。）が設けられていることを確認する。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な排水溝にあっては、この限りではない。** | **昭和50年建設省告示第1597号第2第2号ロの規定に適合しないこと。** |
| **(2)** | **排水槽の通気の状況** | **目視により確認する。** | **灰水槽には、通気のための装置を設け、かつ、当該装置は、直接外気に衛生上有効に開放されていることを確認する。** | **昭和50年建設省告示第1597号第2第2号ホの規定に適合しないこと。** |
| **(3)** | **排水漏れの状況** | **目視により確認する。** | **排水槽内のき裂の確認を行なうこと。また、排水槽への汚水の流出入（最大24時間程度が望ましい）が状態で、排水槽内の汚水の水位に変化がないことを点検する。** | **漏れがあること。** |
| **(4)** | **排水ポンプの設置の状況** | **目視により確認する。** | **1)　排水ポンプの底面が灰水槽底面に密着していることを確認する。なお、排水ポンプの状態派、排水槽の清掃時に確認することが望ましい。**  **2)　排水揚水管が排水槽躯体に固定されていることを確認する。**  **3)　運転時にポンプ本体のおおきな揺れがないことを確認する。**  **4)　ポンプ本体に腐食・損傷がないことを点検する。** | **取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。** |
| **(5)** | **排水ポンプの運転の状況** | **水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。** | **1)　排水ポンプの運転中に、異常な騒音・振動がないことを確認する。**  **2)　排水ポンプの水圧計が適正水圧をしめしていることを確認する。**  **3)　排水ポンプの電流計が適正値を示していることを確認する。** | **運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。** |
| **(6)** | **排水槽** | **地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況** | **作動の状況を確認する。** | **1)　排水設備（排水ポンプを含む。以下同じ）の処理能力は、当該排水設備に係る地下道及びこれに接する地下街の各構えの汚水排水量の合計（地下水の湧出又は地表水の浸出がある場合においては、これを含む。）の２倍の水量を排出し得るものであることを確認する。**  **2)　電源を必要とする排水設備には、予備電源（自動充電装置又は時限充電装置を有する蓄電池（充電を行うことなく３０分間継続して排水設備を作動させることのできる容量を有し、かつ、開放型の蓄電池にあっては、減液警報装置を有するものに限る。）自家用発電装置その他これらに類するもの）が設けられていることを確認する。** | **昭和44年建設省告示第1730号第3第3号又は第4号の規定に適合しないこと。** |
| **(7)** | **排水再利用配管設備（中水道を含む。）** | **雑用水の用途** | **雑用水に着色等を行い、目視等により確認する。** | **1)　飲料水の配管設備（これと給水系統を同じくする配管せつびを含む。）とその他の配管設備とは、直接連結（クロスコネクションという。）されていないことを確認する。**  **2)　排水再利用配管設備は、洗面器、手洗器その他誤飲、誤用のおそれのある衛生器具に連結されていないことを確認する。** | **令第129条の2の4第2項第1号又は昭和50年建設省告示第1597号第2第6号ハの規定に適合しないこと。** |
| **(8)** | **雑用水給水栓の表示の状況** | **目視により確認する。** | **排水再利用水の配管設備に接続する給水栓には、誤飲、誤用の防止のための識別として、容易に取外しができないもの、文字表示を消す事のできない注意表示又は表示板が目立つ位置に表示されていることを確認する。** | **昭和50年建設省告示第1597号第2第6号ニの規定に適合しないこと。** |
| **(9)** | **配管の標識等** | **目視により確認する。** | **1)　排水再利用水の配管設備であることを示す表示が見やすい方法で水栓及び配管にされていることを確認する。** | **昭和50年建設省告示第1597号第2第6号ロの規定に適合しないこと。** |
| **(10)** | **排水再利用配管設備（中水道を含む。）** | **雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況** | **目視により確認する。** | **1)　雑用水タンク、ポンプ等の取付けが堅固であること。 　雑用水タンク、ポンプ、制御盤等は、水圧、地震、その他の振動及び衝撃に対して安全上及び構造上支障のないように支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に緊結されていること。  2)　雑用水タンク、ポンプ等に著しい腐食、損傷等がないこと。緊結金物（固定金物、ストッパー等をいう）に発錆や腐食はないか確認する。また、錆止め、防腐のための措置が講じられていることを確認する。  3)　アンカーボルト等が埋め込まれているコンクリート基礎の劣化や、き裂等がないことを確認する。** | **取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。** |
| **(11)** | **衛生器具の取付けの状況** | **目視により確認する。** | **1)　消毒装置の消毒液量は十分確保されていること。また消毒装置は十分に機能していること。 2)　排水再利用水の水質基準及び検査頻度は、ビル衛生管理法施行規則第４条の２に規定されている。また、排水再利用水や雨水などを水源とする場合の雑用水の使用用途別水質基準及び検査頻度は、建築設備定期検査業務基準書中の表を参照する。** | **消毒液がなくなり、装置が機能しないこと。** |

| **番号** | **(い)点検項目** | | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **(12)** | **その他** | **衛生器具** | **衛生器具の取付けの状況** | **目視により確認する。** | **1)　衛生器具の取付けが堅固であること。  2)　衛生器具に損傷等がないこと。  ① 「衛生器具」とは、水を供給するため、液体若しくは洗浄されるべき汚物を受け入れるため、又はそれを排出するために設けられた給水器具（給水栓、洗浄弁など）、水受け容器（便器・洗面器類、流し類など）、排水器具（排水金具、トラップなど）及び付属品の総称をいう。 ② 「水を入れ、又は受ける設備」とは、前者は各種水槽、プール、池等の長時間水を滞留するもの、後者は台所流し、洗面器、掃除用流し等水を貯留しうる設備をいう。 ③ 「水栓の開口部」とは、蛇口の開口部だけでなく、弁の操作によって水の供給を行なう配管の開口部も含まれる。** | **令第129条の2の4第2項第2号の規定に適合しないこと、取付けが堅固でないこと又は損傷があること。** |
| **(13)** | **排水トラップ** | **排水トラップの取付けの状況** | **目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。** | **次の基準に適合していることを確認する。**  **1)　雨水排水管（雨水排水立て管うを除く）　　を汚水排水のための配管設備に連結する場合においては、当該雨水排水管に排水トラップが設けられていること。**  **2)　二重トラップとならないように設けられていること。同一排水配管系統で直列に２個のトラップが設けられていないこと。直列に２個のトラップを設けることは、排水の円滑な流れを阻害するので禁止されている。**  **3)　汚水に含まれる汚物等が付着し、又は沈殿しない構造であること。**  **4)　排水トラップの深さ（排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を防止するための有効な深さをいう。）は、５ｃｍ以上１０ｃｍ以下（阻集器を兼ねる排水トラップにあっては５ｃｍ以上）であること。** | **昭和50年建設省告示第1597号第2第3号イ、ロ、ハ又はニの規定に適合しないこと。** |
| **(13)** | **その他** |  |  |  | **なお、器具の、利用頻度が少ない場所、乾燥する場所、室内外の気圧差の大きい場所等に存する封水切れが生ずるおそれのあるトラップには、封水を補給するための装置の設置等の対策が必要である。また、流し台に蛇腹付ビニルホース等えお利用し、トラップを形成している場合がある。この場合は封水トラップとは認め難いので正規の排水トラップを設置すること。** |  |
| **(14)** | **阻集器** | **阻集器の構造、機能及び設置の状況** | **目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。** | **1)　汚水が油脂、ガソリン、土砂その他排水のための配管設備を損傷するおそれがある物を含む場合においては、有効な位置に阻集器が設けられていることを」確認する。**  **2)　阻集器は、汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に分離することができる構造であることを確認する。**  **3)　阻集器は、容易に掃除ができる構造であること確認する。** | **昭和50年建設省告示第1597号第2第4号イ、ロ又はハの規定に適合しないこと。** |
| **(15)** | **排水管** | **公共下水道等への接続の状況** | **目視により確認する。** | **配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結されていることを確認する。** | **令第129条の2の4第3項第3号の規定に適合しないこと。** |
| **(16)** | **雨水排水立て管の接続の状況** | **目視により確認する。** | **雨水配管立て管は、汚水排水管若しくは通気管と兼用し、又はこれらの管と連結されていないことを確認する。** | **昭和50年建設省告示第1597号第2第1号ハの規定に適合しないこと。** |
| **(17)** | **排水の状況** | **目視により確認する。** | **1)　排水勾配が適正に設けられていることを確認する。**  **2)　排水管の直径と勾配は、排水量に対して適切であることを確認する。** | **排水勾配がないこと又は流れていないこと。** |
| **(18)** | **掃除口の取付けの状況** | **目視により確認する。** | **排水管は、掃除口を設ける等保守点検を容易に行うことができる構造となっていることを確認する。** | **昭和50年建設省告示第1597号第2第1号イの規定に適合しないこと。** |
| **(19)** |  | **排水管** | **雨水系統との接続の状況** | **目視により確認する。** | **雨水排水管（雨水排水立て管を除く）を汚水排水のための配管設備に連結する場合においては、当該雨水排水管に排水トラップが設けられていることを確認する。** | **昭和50年建設省告示第1597号第2第3号イの規定に適合しないこと。** |
| **(20)** | **間接排水の状況** | **目視により確認する。** | **排水管は次に掲げる配管に直接連結されていないこと又、損傷がないこと。  ① 冷蔵庫、水飲器その他これらに類する機器の排水管 ② 滅菌器、消毒器その他これらに類する機器の排水管 ③ 給水ポンプ、空気調和機その他これらに類する機器の排水管 ④ 給水タンク等の水抜管及びオーバーフロー管** | **昭和50年建設省告示第1597号第2第1号ロの規定に適合しないこと又は損傷があること。** |
| **(21)** | **通気管** | **通気開口部の状況** | **目視により確認する。** | **通気管は直接外気に衛生上有効に開放されていることを確認する。ただし、配管内の空気が屋内に漏れることを防止する装置が設けられている場合を除く。** | **昭和50年建設省告示第1597号第2第5号ハの規定に適合しないこと。** |
| **(22)** | **通気管の状況** | **目視又は嗅診により確認する。** | **1)　排水槽は、通気のための装置以外の部分から臭気が漏れない構造となっていることを確認する。**  **2)　通気管は、排水トラップの封水部に加わる排水管内の圧力と大気圧との差によって封水トラップが破封しないように有効にもうけられていることを確認する。**  **3)　通気管は、汚水の流入により通気が妨げられていないことを確認する。**  **4)　通気管に損傷がないことを確認する。** | **昭和50年建設省告示第1597号第2第2号イ又は第5号の規定に適合しないこと又は損傷があること。** |

**次の表の左欄に掲げる項目については、それぞれ同表の右欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。**

|  |  |
| --- | --- |
| **1((2)を除く。)、2((2)、(3)及び(7)を除く。)並びに3((2)、(3)、(5)、(11)、(14)及び(22)を除く。)** | **前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録** |
| **1(2)、2(2)、(3)及び(7)並びに3(2)、(3)、(5)、(11)、(14)及び(22)** | **前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録** |